資料 5

令和7年度

鳥取県営東山水泳場

事業報告書

指定管理者：一般財団法人鳥取県水泳連盟
公益財団法人鳥取県スポーツ協会
共同企業体
代表者 一般財団法人鳥取県水泳連盟
会長　宍戸　靖雄

目　次

1　管理体制

2　貸付物品一覧

3　施設業務報告

4　施設使用状況

5　修繕等の箇所

6　月別利用者数

7　月別スクール会員数

8　大会開催状況

9　月別収入状況

10　研修実施状況

11　水泳教室及び飛込教室

12　第三者委託業務の年間実績額

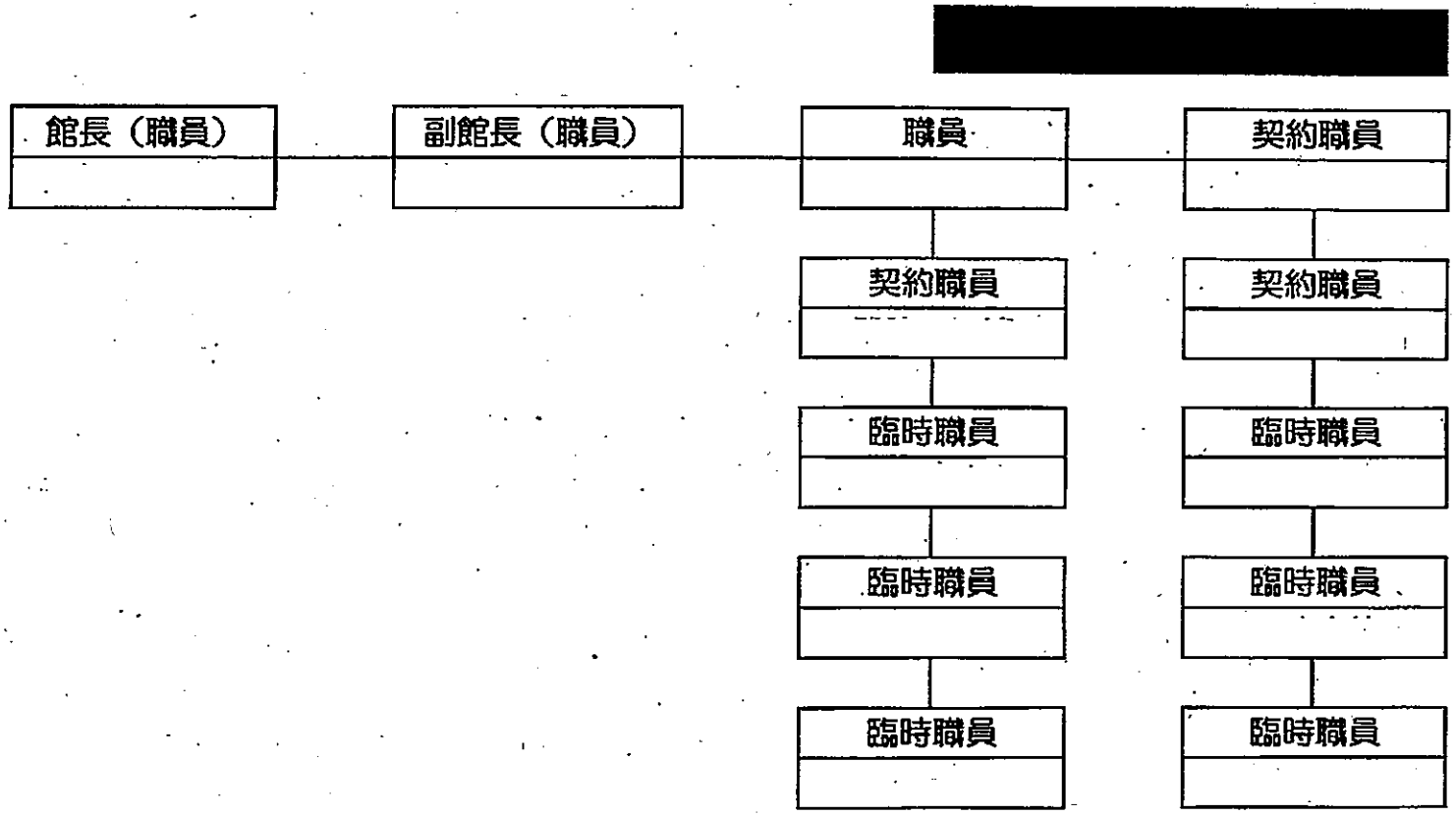
13　令和7度光熱水費・燃料費使用量

14　利用者サービスの状況

15　シルバー人材センターからの役務の調達実績

16　管理施設の職員に係る雇用条件及び労働状況

1 管 理 体 制



2 貸付物品一覧

物品出納簿(東山水泳場)

	備品番号	品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	設置使用場所及び保管場所
1	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
2	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
3	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
4	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
5	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
6	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
7	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
8	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
9	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
10	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
11	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
12	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
13	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
14	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
15	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
16	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
17	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
18	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
19	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
20	—	ベンチ	ミノリ BN−4	20151101	31,300	プールサイド・屋外倉庫
21	—	長椅子	FLC−818	20151101	39,690	ロビー
22	—	長椅子	FLC−818	20151101	39,690	ロビー
23	—	長椅子	FLC−818	20151101	39,690	ロビー
24	42700882	長椅子	FL−818(背もたれ有)	20151101	55,125	ロビー
25	42700883	長椅子	FL−818(背もたれ有)	20151101	55,125	ロビー
26	42700884	長椅子	FL−818(背もたれ有)	20151101	55,125	ロビー
27	42700885	長椅子	FL−818(背もたれ有)	20151101	55,125	ロビー
28	42700891	物品保管庫その他サイズ	MC−90	20151101	57,000	事務所
29	42700895	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
30	42700896	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
31	42700897	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
32	42700898	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
33	42700899	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
34	42700900	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
35	42700901	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
36	42700902	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
37	42700903	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
38	42700904	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
39	42700905	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
40	42700906	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
41	42700907	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
42	42700908	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
43	42700909	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
44	42700910	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
45	42700911	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
46	42700912	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
47	42700913	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
48	42700914	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
49	42700915	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
50	42700916	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室

51	42700917	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
52	42700918	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
53	42700919	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
54	42700920	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
55	42700921	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
56	42700922	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
57	42700923	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
58	42700924	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
59	42700925	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
60	42700926	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
61	42700927	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
62	42700928	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
63	42700929	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
64	42700930	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
65	42700931	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
66	42700932	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
67	42700933	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
68	42700934	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
69	42700935	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
70	42700936	更衣ロッカー	10人用	20151101	80,850	更衣室
71	42700892	金庫	なし	20151101	64,000	事務所
72	—	シューズボックス	かぎなし24人用	20151101	44,000	玄関
73	—	シューズボックス	かぎなし24人用	20151101	44,000	玄関
74	42700939	シューズボックス	ナイキ SB0911K−15W−AV	20151101	68,565	玄関
75	42700940	シューズボックス	ナイキ SB0911K−15W−AV	20151101	68,565	玄関
76	42700941	シューズボックス	ナイキ SB0911K−15W−AV	20151101	68,565	玄関
77	42700942	シューズボックス	ナイキ SB0911K−15W−AV	20151101	68,565	玄関
78	42700943	シューズボックス	ナイキ SB0911K−15W−AV	20151101	68,565	玄関
79	42700944	シューズボックス	ナイキ SB0911K−15W−AV	20151101	68,565	玄関
80	42700945	シューズボックス	ナイキ SB0911K−15W−AV	20151101	68,565	玄関
81	42700946	シューズボックス	ナイキ SB0911K−15W−AV	20151101	68,565	玄関
82	42700947	シューズボックス	27人用	20151101	131,859	玄関
83	42700948	シューズボックス	27人用	20151101	131,859	玄関
84	42700949	シューズボックス	27人用	20151101	131,859	玄関
85	42700950	シューズボックス	27人用	20151101	131,859	玄関
86	42700951	シューズボックス	27人用	20151101	131,859	玄関
87	42700952	シューズボックス	27人用	20151101	131,859	玄関
88	42700953	シューズボックス	27人用	20151101	131,859	玄関
89	—	水中ポンプ機	日立 UBE−SA形	20151101	45,360	屋外倉庫
90	—	水中ポンプ用ホース	日立	20151101	38,880	屋外倉庫
91	42700957	ポリッシャー	ミノリ TM−14	20151101	110,467	屋内倉庫
92	42700958	プールロボット	アクアキング AK−40	20151101	829,974	屋内倉庫
93	42700959	水中掃除機	殿村 PC−1	20151101	337,000	屋内倉庫
94	42700960	プールクリーナー	ミノリ PC−1	20151101	340,000	屋外倉庫
95	42700965	車椅子	カワムラKS7	20151101	59,750	玄関
96	42700966	車椅子	カワムラKS7	20151101	59,750	玄関
97	42700969	飛込用審判台	セノー JU−10	20151101	130,000	飛込プール倉庫
98	42700970	飛込用審判台	セノー JU−10	20151101	130,000	飛込プール倉庫
99	42700971	飛込用審判台	セノー JU−10	20151101	130,000	飛込プール倉庫
100	42700972	飛込用審判台	セノー JU−10	20151101	130,000	飛込プール倉庫
101	42700973	飛込用審判台	セノー JU−10	20151101	130,000	飛込プール倉庫
102	42700974	飛込用得点板	セイコー	20151101	360,500	飛込プール倉庫
103	42701006	飛込用表示板	なし	20151101	254,925	飛込プール倉庫
104	42701007	コースロープ	ミノリ YM−150	20151101	270,375	屋外倉庫
105	42701008	コースロープ	ミノリ YM−150	20151101	270,375	屋外倉庫
106	42701009	コースロープ	ミノリ YM−150	20151101	270,375	屋外倉庫
107	42701010	コースロープ	ミノリ YM−150	20151101	270,375	屋外倉庫

108	42701011	コースロープ	ミノリ YM−150	20151101	270,375	屋外倉庫
109	42701012	コースロープ	ミノリ YM−150	20151101	270,375	屋外倉庫
110	42701013	コースロープ	ミノリ YM−150	20151101	270,375	屋外倉庫
111	42701014	コースロープ	ミノリ YM−150	20151101	270,375	屋外倉庫
112	42701015	コースロープ	ミノリ YM−150	20151101	270,375	屋外倉庫
113	42701016	コースロープ	ミノリ YM−150	20151101	270,375	屋外倉庫
114	42701025	背泳用標識	ミノリ BS−1805	20151101	154,088	屋外倉庫
115	42701026	フライング用標識	ミノリ FS−1805	20151101	71,791	屋外倉庫
116	42701027	フライング用標識	ミノリ FS−1805	20151101	71,791	屋外倉庫
117	42701028	屋外テント	なし	20151101	96,520	屋外倉庫
118	42701029	屋外テント	なし	20151101	96,520	屋外倉庫
119	42701030	フレームテント	なし	20151101	97,500	屋外倉庫
120	42701031	フレームテント	なし	20151101	97,500	屋外倉庫
121	42701032	フレームテント	なし	20151101	97,500	屋外倉庫
122	42701033	フレームテント	なし	20151101	97,500	屋外倉庫
123	42701034	監視台	ミノリ LSW−18	20151101	91,000	屋外倉庫
124	42701035	監視台	ミノリ LSW−18	20151101	91,000	屋外倉庫
125	42701036	監視台	EHB112	20151101	80,325	屋外倉庫
126	42701037	監視台	EHB112	20151101	80,325	屋外倉庫
127	42701051	プールカバーシート巻取機	ミノリ LM−250	20151101	279,000	屋内倉庫
128	42701064	プールフロアー	三菱樹脂 FN2型	20151101	55,000	プールサイド
129	42701065	プールフロアー	三菱樹脂 FN2型	20151101	55,000	プールサイド
130	42701066	プールフロアー	三菱樹脂 FN2型	20151101	55,000	プールサイド
131	42701073	飛込板	ミノリ DMA−1	20151101	422,300	飛込プール倉庫
132	42701074	飛込板	ミノリ DMA−1	20151101	422,300	飛込プール倉庫
133	42701075	飛込板	ミノリ DMA−1	20151101	422,300	飛込プール倉庫
134	42701076	飛込板	ミノリ DMA−1	20151101	422,300	飛込プール倉庫
135	42701077	飛込板	なし	20151101	635,000	飛込プール倉庫
136	42701078	飛込板	なし	20151101	635,000	飛込プール倉庫
137	42701079	飛込板	ミズノ 33PR−78501	20151101	420,000	飛込プール倉庫
138	42701080	飛込板	ミズノ 33PR−78501	20151101	420,000	飛込プール倉庫
139	42701081	飛込板	ミズノ 33PR−78501	20151101	420,000	飛込プール倉庫
140	42701082	飛込板	ミズノ 33PR−78501	20151101	420,000	飛込プール倉庫
141	42701083	飛込板	ミズノ 33PR−78501	20151101	420,000	飛込プール倉庫
142	42701084	飛込板	ミズノ 33PR−78501	20151101	420,000	飛込プール倉庫
143	42701085	ビート板整理棚	ミノリ SV−14	20151101	83,000	プールサイド
144	42701087	自動計時審判装置	セイコー RT−6000	20151101	20,748,970	屋外倉庫
145	42701088	自動計時審判装置タッチ板収納台	セイコー	20151101	609,193	屋外倉庫
146	42701089	自動計時審判装置タッチ板収納台	セイコー	20151101	609,193	屋外倉庫
147	42701090	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
148	42701091	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
149	42701092	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
150	42701093	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
151	42701094	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
152	42701095	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
153	42701096	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
154	42701097	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
155	42701098	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
156	42701099	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
157	42701100	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
158	42701101	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
159	42701102	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
160	42701103	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
161	42701104	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
162	42701105	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
163	42701106	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫
164	42701107	自動計時審判装置スタート台	セイコー	20151101	474,886	屋外倉庫

165	42701112	タイマー	ST−6BH	20151101	78,750	屋内倉庫
166	42701113	タイマー	ST−6BH	20151101	78,750	屋内倉庫
167	42701116	競泳用自動審判計時システム	セイコー 50M9コース	20151101	36,946,077	放送室
168	42702157	競泳用バックストロークレッジ	セイコー バックストロークレッジ BSL−100	20160329	208,872	屋外倉庫
169	42800014	スイミングエルゴメーター	concept2 スイムエルゴ	20160428	167,400	1階ロビー
170	42800015	スイミングエルゴメーター	concept2 スイムエルゴ	20160428	167,400	1階ロビー
171	42800469	AED(自動体外式除細動器)	ニットー CU−SP1	20160804	161,946	1階ロビー
172	50000081	高飛込み台	仕様書のとおり	20170601	896,400	飛込プール
173	50000145	コースロープ	株式会社和信 CRRH−11025、CRRH−110	20170621	90,612	25mプール使用
174	50000146	コースロープ	株式会社和信 CRRH−11025、CRRH−110	20170621	90,612	25mプール使用
175	50000147	コースロープ	株式会社和信 CRRH−11025、CRRH−110	20170621	90,612	25mプール使用
176	50000148	コースロープ	株式会社和信 CRRH−11025、CRRH−110	20170621	90,612	25mプール使用
177	50000149	コースロープ	株式会社和信 CRRH−11025、CRRH−110	20170621	90,612	25mプール使用
178	50000150	コースロープ	株式会社和信 CRRH−11025、CRRH−110	20170621	90,612	25mプール使用
179	50000151	コースロープ	株式会社和信 CRRH−11025、CRRH−110	20170621	90,612	屋内倉庫
180	50000152	コースロープ	株式会社和信 CRRH−11025、CRRH−110	20170621	90,612	屋内倉庫
181	50000153	コースロープ巻取器	株式会社和信 SRM−B2	20170621	298,620	屋内倉庫
182	50000154	コースロープ巻取器	株式会社和信 SRM−B2	20170621	298,620	屋内倉庫
183	50001384	移動式入水タラップ	株式会社和信 SCNT−010	20180303	199,800	25mプール使用
184	50001994	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社 タッチプレート(1，900mmフルフレームタイプ)	20180620	83,142	屋内倉庫
185	50001995	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社 タッチプレート(1，900mmフルフレームタイプ)	20180620	83,142	屋内倉庫
186	50001996	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社 タッチプレート(1，900mmフルフレームタイプ)	20180620	83,142	屋内倉庫
187	50001997	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社 タッチプレート(1，900mmフルフレームタイプ)	20180620	83,142	屋内倉庫
188	50001998	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社 タッチプレート(1，900mmフルフレームタイプ)	20180620	83,142	屋内倉庫
189	50001999	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社 タッチプレート(1，900mmフルフレームタイプ)	20180620	83,142	屋内倉庫
190	50002000	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社 タッチプレート(1，900mmフルフレームタイプ)	20180620	83,142	屋内倉庫
191	50002001	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社 タッチプレート(1，900mmフルフレームタイプ)	20180620	83,142	屋内倉庫
192	50002017	タッチプレート取付金具	セイコータイムシステム株式会社 タッチプレート取付金具(1m)	20180620	285,120	屋内倉庫
193	50002018	タッチプレート収納台車	セイコータイムシステム株式会社 タッチプレート収納台車(1，900mm用)	20180620	83,142	屋内倉庫
194	50003242	車いす対応ロッカー	株式会社和信	20190326	216,000	身体障害者用更衣室
195	50005489	車椅子	ツカサ TCW−A200MSNP メッシュシート ノーパンクタイヤ	20200128	199,200	身体障害者用更衣室
196	50008962	レーンロープ巻取器	株式会社三立 SM−B2 レーンロープ巻取器	20221111	189,320	屋内倉庫
197	50008963	レーンロープ巻取器	株式会社三立 SM−B2 レーンロープ巻取器	20221111	189,320	屋内倉庫
198	50008964	レーンロープ巻取器	株式会社三立 SM−B2 レーンロープ巻取器	20221111	189,320	屋内倉庫
199	50008965	レーンロープ巻取器	株式会社三立 SM−B2 レーンロープ巻取器	20221111	189,320	屋内倉庫
200	50008966	レーンロープ巻取器	株式会社三立 SM−B2 レーンロープ巻取器	20221111	189,320	屋内倉庫
201	50008967	レーンロープ巻取器	株式会社三立 SM−B2 レーンロープ巻取器	20221111	189,320	屋内倉庫
202	50008968	レーンロープ巻取器	株式会社三立 SM−B2 レーンロープ巻取器	20221111	189,320	屋内倉庫
203	50008969	レーンロープ巻取器	株式会社三立 SM−B2 レーンロープ巻取器	20221111	189,320	屋内倉庫
204	50008970	レーンロープ巻取器	株式会社三立 SM−B2 レーンロープ巻取器	20221111	189,320	屋内倉庫
205	50008971	レーンロープ巻取器	株式会社三立 SM−B2 レーンロープ巻取器	20221111	189,320	屋内倉庫
206	50009705	プールフロア	ツカサドルフィン株式会社 プールフロア TRF−N2A	20221216	437,745	プールサイド
207	50010418	プールカバーシート	株式会社三立 プールカバーシート SF−4207H	20230822	435,072	屋内倉庫
208	50012402	バックストロークレッジ	セイコータイムクリエーション株式会社 バックストークレッジBSL−100 10台	20240718	275,000	屋外倉庫
209	50012403	バックストロークレッジ	セイコータイムクリエーション株式会社 バックストークレッジBSL−100 10台	20240718	275,000	屋外倉庫
210	50012404	バックストロークレッジ	セイコータイムクリエーション株式会社 バックストークレッジBSL−100 10台	20240718	275,000	屋外倉庫
211	50012405	バックストロークレッジ	セイコータイムクリエーション株式会社 バックストークレッジBSL−100 10台	20240718	275,000	屋外倉庫
212	50012406	バックストロークレッジ	セイコータイムクリエーション株式会社 バックストークレッジBSL−100 10台	20240718	275,000	屋外倉庫
213	50012407	バックストロークレッジ	セイコータイムクリエーション株式会社 バックストークレッジBSL−100 10台	20240718	275,000	屋外倉庫
214	50012408	バックストロークレッジ	セイコータイムクリエーション株式会社 バックストークレッジBSL−100 10台	20240718	275,000	屋外倉庫
215	50012409	バックストロークレッジ	セイコータイムクリエーション株式会社 バックストークレッジBSL−100 10台	20240718	275,000	屋外倉庫
216	50012410	バックストロークレッジ	セイコータイムクリエーション株式会社 バックストークレッジBSL−100 10台	20240718	275,000	屋外倉庫
217	50012411	バックストロークレッジ	セイコータイムクリエーション株式会社 バックストークレッジBSL−100 10台	20240718	275,000	屋外倉庫
218	50012412	バックストロークレッジ収納台	セイコータイムクリエーション株式会社 バックストークレッジ収納台車(10台収納可)BSL−160 1台	20240718	902,000	屋外倉庫
219	50012519	データバッファ装置	セイコータイムクリエーション株式会社 データバッファ装置 RSB−30	20240827	242,000	屋外倉庫

東山水泳場備品台帳

備品番号	品目類	品名	取得年月日	価格	購入先	保管場所	備考
0001	パソコン	Dynabook B557	H28.6.3	¥165,240	(株)オフィスメンテック	事務所	
0002	パソコン	HP 1DF61PA	H29.3.12	¥118,800	(株)日本HP	事務所	
0003	アクアキャリー	KK-080	R2.8.28	¥106,260	(株)和信	プールサイド	
0004	移動式簡易階段	サンリツS1-50	R3.3.30	¥384,560	(株)橋尾スポーツ	プールサイド	
0005	注意表示板	アルミフレーム	R3.3.29	¥141,350	(有)みつば工芸	ホール1	
0006	スポーツタイマー	ST-BH	R3.3.11	¥112,200	(株)和信	プールサイド倉庫	
0007	スポーツタイマー	ST-BH	R3.3.11	¥112,200	(株)和信	プールサイド倉庫	
0008	体温測定サーモグラフィー	1-107-0548	R3.7.12	¥170,159	(有)クリエート上野	事務所	
0009	フロアポリッシャー	アマノ武蔵 AFP140(14インチ)	R4.5.23	¥151,400	(株)橋尾スポーツ	プールサイド倉庫	
0010	電力メーター	WP3P-K30VR3P3W 30/5A	R4.5.26	¥450,000	(株)岡田電工	屋内プール電気室	
0011	ガーディングボード	ツカサ TQ-1002	R5.3.31	¥103,000	(株)橋尾スポーツ	屋外プールサイド	
0012	滑り台	ツカサ TS-B190 (BL)	R5.3.31	¥167,500	(株)橋尾スポーツ	屋内プール	
0013	滑り台	ツカサ TS-B190 (RD)	R5.3.31	¥167,500	(株)橋尾スポーツ	屋内プール	
0014	電子銃	PS-1300	R5.3.31	¥115,500	(株)岡田電工	放送室	
0015	電子銃	PS-1300	R5.3.31	¥115,500	(株)岡田電工	放送室	
0016	タオルラック	SCRT-002	R5.10.31	¥103,200	(株)和信	屋内プールサイド	
0017	タオルラック	SCRT-002	R5.10.31	¥103,200	(株)和信	屋内プールサイド	
0018	水中掃除機	YDRO JETPR	R7.3.28	¥199,650	(株)NSI	プールサイド倉庫	
0019	モク水槽専用脱水機	HSD-8-GS	R7.3.28	¥464,640	(株)和信	女子更衣室	
0020	モク水槽専用脱水機	HSD-8-GS	R8.3.31	¥431,200	(株)SUNRAY	男子更衣室	

3　施設業務報告

	開館日数	主な事項
4月	25日	敷地内の草刈り・植木の手入れ　水泳教室　飛込教室　水質検査　ウォーキング教室 鳥取県西部消防水難救助訓練　　飛込みプール水抜き　飛込みプール水漏れ調査
5月	27日	敷地内の草刈り・植木の手入れ　水泳教室　飛込教室　水質検査　空気検査　ウォーキング教室 ５０m･飛込プール掃除　飛込みプールろ過機メンテナンス　トイレ詰まり調査 鳥取県西部消防水難救助訓練　防犯カメラ設置工事　飛込プール水入れ　50mプール清掃
6月	26日	敷地内の草刈り・植木の手入れ　水泳教室　飛込教室　水質検査　飛込・５０mプール開始 消防設備機器点検　ボイラー点検　５０mプールろ過機・滅菌機立ち上げ点検　５０m屋外プールオープン 鳥取県教育委員会水泳指導者講習会　皆生・東山プール共同職員研修（救命救急）　ウォーキング教室 タッチパネルメンテナンス　鳥取県西部消防水難救助訓練
7月	26日	敷地内の草刈り・植木の手入れ　水泳教室　飛込教室　水質検査　空気検査　ウォーキング教室 トイレ詰まり調査　米子市小学校水泳授業(車尾小学校)　警備施設センサー交換工事　外通路街灯工事 鳥取県西部消防水難救助訓練　鳥取県スポーツ課実地調査
8月	27日	敷地内の草刈り・植木の手入れ　飛込教室　水質検査　ウォーキング教室　Jアラートメンテナンス 鳥取県西部消防水難救助訓練　　鳥取県強化合宿　室内幼児用プール塗装工事　室内プール休館　飛込みプールコンセント修理 50mプール滅菌機メンテナンス　室内プールスチールドア交換工事
9月	26日	敷地内の草刈り・植木の手入れ　水泳教室　飛込教室　水質検査　鳥取県民の日に伴う無料期間　飛込・５０mプール終了 Jアラートメンテナンス　ウォーキング教室　鳥取県西部消防水難救助訓練　室内プールオープン　飛込プール飛板搬入 室内プールスチールドア交換工事　米子市小学校水泳授業(車尾小学校)
１０月	26日	敷地内の草刈り・植木の手入れ　水泳教室　飛込教室　水質検査　５０mプールろ過機・滅菌機終了点検　ボイラー点検 備品確認　Jアラートメンテナンス　ウォーキング教室　飛込･５０mプールろ過機終了メンテナンス ５０mプール監視カメラ修繕　指導者更新研修会　室内プールスチールドア交換工事　米子市小学校水泳授業(車尾小学校)
１１月	26日	敷地内の草刈り・植木の手入れ　水泳教室　飛込教室　水質検査　空気検査　ウォーキング教室 Jアラートメンテナンス　地震避難訓練　室内プールボイラー点検　室内プール循環ポンプ点検 指定管理研修　　米子市小学校水泳授業(車尾小学校)　内部監査　室内プールスチールドア交換工事
１２月	24日	敷地内の草刈り・植木の手入れ　水泳教室　飛込教室　水質検査　消防設備総合点検　ウォーキング教室 Jアラートメンテナンス　室内プールスチールドア修繕完了点検　ロビートイレ配管工事打合せ　指定管理中間評価 アイサポートお菓子ボックス打合せ　室内プール水抜き
１月	24日	敷地内の草刈り・植木の手入れ　水泳教室　飛込教室　水質検査　空気検査　ウォーキング教室 夜間警備機器点検　空調メンテナンス　アイサポートお菓子ボックス設置・交換　室内プールろ過機フィルター交換 アイサポートパン販売　ロビートイレ配管調査　室内プール排水配管調査　地震の為休館
２月	24日	敷地内の草刈り・植木の手入れ　水泳教室　飛込教室　水質検査　Jアラートメンテナンス　ウォーキング教室 アイサポートお菓子ボックス設置・交換・パン販売　粗大ごみ・剪定木材くず収集　女子更衣室スライドドア修繕 機械室ポンプ修繕調査　令和８年度工事打合せ
３月	27日	敷地内の草刈り・植木の手入れ　水泳教室　飛込教室　水質検査　空気検査　Jアラートメンテナンス　火災避難訓練 アイサポートお菓子ボックス設置・交換・パン販売　機械室ポンプ取替工事　男女更衣室トイレ建具修繕

4　施設使用状況

（人）

区分	乳幼児	小・中学生	高校・大学生	一般	小計	合計
個人使用	125	853	339	2,031	3,348	5,968
回数券	70	171	337	2,042	2,620	
団体使用	0	0	0	0	0	

区分	25Mプール		50Mプール		幼児プール	飛込プール	計
	コース	全コース	コース	全コース	全	全	
専用使用	2,338	1,920	127	5,434	233	235	10,287

（人）

区分	水泳教室	飛込教室	会議室
人数	14,721	850	0
区分	減免	観客・役員	計
人数	14,554	5,550	35,675

総利用者数	51,930

減免利用者の状況

(個人利用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高齢者	760	769	767	770	256	1068	856	696	710	634	716	824
身体障がい者	31	26	32	45	37	53	67	59	41	41	49	56
介助者	11	7	14	17	11	26	22	26	17	12	22	19
学生	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0
小中学生	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0
幼児	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0
消防	8	2	7	15	36	0	0	0	0	0	1	0
他	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0
利用人数	810	804	820	847	340	1,197	968	781	768	687	788	899
減免額	445,500	442,200	451,000	465,850	187,000	641,190	532,400	429,550	422,400	377,850	433,400	494,450
(大会・団体利用)												
50mプール	0	0	132,000	413,600	308,000	158,400	0	0	0	0	0	0
25mプール	0	0	44,000	88,000	0	4,400	0	11,000	17,600	39,600	0	19,800
飛込みプール	0	0	316,800	300,960	158,400	332,640	0	0	0	0	0	0
幼児用プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減免総額	445,500	442,200	943,800	1,268,410	653,400	1,136,630	532,400	440,550	440,000	417,450	433,400	514,250

5　修繕等の箇所

月	修繕箇所・状況
4月	飛込プール配管止水弁及び配管調査
8月	飛込プールろ過機エレメント修繕
9月	室内プール防水コンセント取替
10月	室内プールマイクコンセント取替　飛込プール浄化槽放流ポンプ交換　プール清掃ロボット修理
11月	プール清掃ロボット修理　25mプール機械室バコティンヒーター部品取替
1月	25mプール機械室全熱交換機吸気ファン修繕
2月	25mプール機械室外蓄熱槽電極帯調整　25mプール機械室ろ過機エレメント修繕
3月	25mプール男女更衣室女子トイレ扉周り修繕･男女更衣室建具交換　25mプール機械室ラインポンプ漏水修繕工事

6　月別利用者数

（人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乳幼児	4	9	14	27	8	24	12	5	4	9	4	5	125
回数券	3	5	4	4	0	5	14	7	8	9	5	6	70
団体使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小中学生	26	21	97	221	205	70	69	50	15	42	20	17	853
回数券	15	9	16	24	11	15	22	16	11	11	7	14	171
団体使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学生	7	9	31	53	40	32	15	11	29	47	31	34	339
回数券	23	33	41	46	58	38	31	7	18	9	5	28	337
団体使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般	114	147	235	287	250	218	183	158	108	128	96	107	2,031
回数券	178	178	194	220	105	162	153	161	158	157	175	201	2,042
団体使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25m専用	181	213	366	160	0	116	301	289	215	77	222	198	2,338
25m全貸切	0	240	209	0	0	200	173	132	231	204	351	180	1,920
50m専用	0	0	5	0	90	32	0	0	0	0	0	0	127
50m全貸切	0	0	400	4,433	601	0	0	0	0	0	0	0	5,434
幼児プール	0	19	118	86	0	0	10	0	0	0	0	0	233
水泳教室	1,235	1,438	1,308	1,194	445	1,412	1,405	1,280	1,260	1,234	1,200	1,310	14,721
飛込教室	83	86	101	89	50	71	55	46	57	93	51	68	850
飛込貸切	0	0	0	177	26	32	0	0	0	0	0	0	235
減免	810	804	1,290	4,521	853	1,239	968	823	783	735	788	940	14,554
会議室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	250	700	2,500	500	150	250	200	250	250	500	0	5,550
合計	2,679	3,461	5,129	14,042	3,242	3,816	3,661	3,185	3,147	3,005	3,455	3,108	51,930

7 月別スクール会員数

		4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		会員数	休会員数	会員数	休会員数	会員数	休会員数	会員数	休会員数	会員数	休会員数	会員数	休会員数
本科コース	週1回コース	159	2	165	1	168	1	174	2	168	2	171	1
	週2回コース	11		12		12	1	10	1	10	1	13	
	週4回コース	4		4		4		4		4		5	
成人コース	週1回コース	9	1	9	1	9		8		8		7	1
	週2回コース	9		9		9		10		10		10	
	週4回コース	9		10		10		10		10		10	
育成コース		6		8		8		8		8		8	
選手コース		24		25		25		24		18	1	17	
合計		231	3	242	2	245	2	248	3	236	4	241	2

		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
		会員数	休会員数	会員数	休会員数	会員数	休会員数	会員数	休会員数	会員数	休会員数	会員数	休会員数
本科コース	週1回コース	159	2	165	1	168	1	174	2	168	2	171	1
	週2回コース	11		12		12	1	10	1	10	1	13	
	週4回コース	4		4		4		4		4		5	
成人コース	週1回コース	9	1	9	1	9		8		8		7	1
	週2回コース	9		9		9		10		10		10	
	週4回コース	9		10		10		10		10		10	
育成コース		6		8		8		8		8		8	
選手コース		24		25		25		24		18	1	17	
合計		231	3	242	2	245	2	248	3	236	4	241	2

8　大会開催状況

名　称	開催日	場　所	参加人数	備　考
第29回会長杯鳥取県春季室内水泳大会	5月11日	25mプール	240	
第60回鳥取県高校総体（飛込の部）	6月15日	飛込プール	30	
令和7年度鳥取県西部地区中学校総体	6月16日	50mプール	130	
第60回鳥取県高校総体（競泳の部）	6月21日・22日	50mプール	270	
第46回ＪＯＣ夏季水泳大会県予選会	6月29日	25mプール	209	
米子市水泳選手権 兼 スポレク米子市予選水泳大会	7月5日	50mプール	120	
第７９回国民スポーツ大会県予選会 兼 第11回鳥取県長水路記録会	7月6日	50mプール	213	
第51回鳥取県中学校総体	7月12日・13日	50mプール	600	
鳥取県選手権 兼 中学総体（飛込）	7月13日	飛込プール	27	
第７３回中国高等学校選手権水泳競技大会 兼 第９３回日本高等学校水泳競技大会中国地域予選会	7月18日～20日	50mプール	2740	
第７３回中国高等学校選手権水泳競技大会 兼 第９３回日本高等学校水泳競技大会中国地域予選会	7月19日・20日	飛込プール	152	
第78回鳥取県選手権 兼 第63回鳥取県学童選手権	7月26日・27日	50mプール	780	
わかとり国体記念水泳競技大会	8月16日	50mプール	200	
第76回鳥取県中学校学年別水泳競技大会	8月17日	50mプール	137	
第26回鳥取県民スポーツレクリエーション祭	8月23日・24日	50mプール	463	
第186回中国室内水泳競技大会	9月21日	25mプール	224	
第13回鳥取県障がい者水泳選手権大会	9月27日	25mプール	30	
第27回会長杯鳥取県秋季室内水泳大会	10月5日	25mプール	215	
第43回鳥取・島根両県対抗水泳競技大会鳥取予選会	11月16日	25mプール	132	
第46回鳥取県室内選手権	12月14日	25mプール	231	
第48回全国ＪＯＣジュニアオリンピック春季大会鳥取県予選会	1月25日	25mプール	204	
第43回鳥取・島根両県対抗水泳競技大会	2月1日	25mプール	154	
2025年度短水路記録会 兼 第12回学童学年別記録会	2月15日	25mプール	197	
第30回鳥取県マスターズ水泳大会	3月1日	25mプール	180	

9　月別収入状況

(円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乳幼児	440	990	1,430	2,970	880	2,420	1,320	550	440	990	440	550	13,420
回数券	1,100					2,200	2,200		1,100			1,100	7,700
団体使用													
小中学生	5,720	4,620	21,120	48,620	45,100	15,400	15,180	11,000	3,300	9,240	4,400	3,740	187,440
回数券	2,200		4,400	13,200		2,200	4,400	2,200	2,200			6,600	37,400
団体使用													
学生	2,310	2,970	10,230	17,490	13,200	10,230	4,950	3,630	9,570	15,510	10,230	11,220	111,540
回数券	6,600	29,700	23,100	9,900	23,100	6,600		9,900			3,300	3,300	115,500
団体使用													
一般	62,700	79,200	125,950	156,200	137,500	118,800	100,650	86,900	59,400	70,400	52,800	58,850	1,109,350
回数券	71,500	71,500	126,500	82,500	38,500	93,500	77,000	77,000	71,500	55,000	99,000	88,000	951,500
団体使用													
25m専用	37,400	74,800	92,400	28,600		63,800	63,800	81,400	68,200	11,000	2,200	35,200	558,800
25m貸切										44,000	88,000	44,000	176,000
50m専用			4,400	88,000	129,800								222,200
50m貸切													
飛込貸切					15,840								15,840
幼児プール			11,000	8,800									19,800
キャッシュレス決済導入促進料		1,650	3,630	1,650		1,650							8,580
会議室													
小計	189,970	265,430	424,160	457,930	403,920	316,800	269,500	272,580	215,710	206,140	260,370	252,560	3,535,070
水泳教室	1,412,950	1,472,350	1,510,850	1,535,700	216,700	1,431,550	1,549,350	1,471,800	1,480,600	1,509,200	1,383,250	1,457,500	16,431,800
自販機収入		13,019	19,796	23,883	90,822	34,901	37,459	17,400	15,103	13,343	13,718	35,597	315,041
指定管理料	19,656,000			16,776,000			19,966,000			17,852,000			74,250,000
未収金納入		6,600	17,600	17,600	15,400		8,800	24,200	17,600	13,200	4,400	455,400	580,800
その他													
合計	21,258,920	1,757,399	1,972,406	18,811,113	726,842	1,783,251	21,831,109	1,785,980	1,729,013	19,593,883	1,661,738	2,201,057	95,112,711

10　研修・訓練実施状況

研修項目	皆生市民プールとの合同救命救急研修	不当要求行為対策対策責任者研修	あいサポート研修	地震避難訓練	火災避難訓練
日程	6月4日	7月28日	10月22日	11月9日	3月29日

11　水泳教室及び飛込教室

区分		曜日	泳力等	定員（人）	時間	授業料（週1回）	授業料（週2回）	授業料（週4回）	授業料（週6回）
一般	一般男女	火	初心者から	20	14:00~15:00	5,500	7,150	8,250	—
		金	初心者から	20	14:00~15:00	5,500	7,150	8,250	-
		土	初心者から	20	18:30~19:30	5,500	7,150	8,250	-
		日	初心者から	20	13:30~14:30	5,500	7,150	8,250	-
幼小	4才~小3	月	水なれ~クロール25mまで	20	16:20~17:20	5,500	7,150	-	-
	4才~小3	火	水なれ~クロール25mまで	20	16:20~17:20	5,500	7,150	-	-
	4才~小3	木	水なれ~クロール25mまで	20	16:20~17:20	5,500	7,150	-	-
	4才~小3	金	水なれ~クロール25mまで	20	16:20~17:20	5,500	7,150	-	-
	4才~小3	土	水なれ~クロール25mまで	20	14:00~15:00	5,500	7,150	-	-
小中高	小3~高3	月	クロール25m以上~	30	17:20~18:20	5,500	7,150	8,250	-
	小3~高3	火	クロール25m以上~	30	17:20~18:20	5,500	7,150	8,250	-
	小3~高3	木	クロール25m以上~	30	17:20~18:20	5,500	7,150	8,250	-
	小3~高3	金	クロール25m以上~	30	17:20~18:20	5,500	7,150	8,250	-
	小3~高3	土	クロール25m以上~	30	15:00~16:00	5,500	7,150	8,250	-
	小5~高3	土	4種目タイムアップ	30	16:00~17:00	5,500	7,150	8,250	-
育成	小1~小6	月金土日	タイムアップ	30	17:20~18:20	-	-	8,250	-
選手	中1~高3	月~日	タイムアップ	30	18:20~19:20	-	-	-	8,800

区分	曜日	レベル	定員（人）	参加者（人）	
飛込教室（選手）	月~日	大会出場者	15	8	
期間			通年		

12　第三者委託業務の年間実績額

鳥取県営東山水泳場 外部委託契約状況

	項目	委託先	業務内容	選定内容	契約期間		委託料
1	清掃	(公社)米子広域シルバー人材センター	競技会終了後の清掃	随意契約	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	1年	1回　6,795
2	消防設備保守	(株)吉備総合電設	消防用設備点検	随意契約	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	5年	年額　148,500
3	浄化槽保守	(有)米子清掃	飛込プール浄化槽保守点検	随意契約	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	5年	年額　19,580
4	循環ろ過機保守	(株)石田コーポレーション	ろ過機メンテナンス	随意契約	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	1年	年額　501600
5	警備	北陽警備(株)	機械警備	随意契約	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	5年	月額　27,500
6	空調機保守	米子ガス産業(株)	空調機器他保守点検	随意契約	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	5年	年額　548,900
7	自家用電気工作物保安管理	横田電機管理事務所	自家用電気工作物の保安管理	随意契約	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	1年	年額　211,200

13　令和7年度光熱水費・燃料費使用量

令和7年度光熱水費・燃料費使用量

区　分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電　気	Kw	23,228	24,184	40,887	47,135	28,448	35,805	23,536	23,448	24,424	25,060	22,912	25,031	344,098
	円	762,842	776,464	1,160,375	1,275,533	815,680	996,986	713,165	713,375	733,154	691,179	648,826	734,147	10,021,726
	前年度	700,626	187,463	1,720,426	1,351,422	1,211,478	962,677	742,202	660,407	776,565	806,761	706,202	756,937	10,583,166
	前年度対比	109%	414%	67%	94%	67%	104%	96%	108%	94%	86%	92%	97%	119%
水　道	㎥		1,104		6,342		5,239		4,802		1,338		2,003	20,828.0
	円		240,917		1,448,435		1,185,069		1,091,849		289,127		447,276	4,702,673
	前年度		433,644		1,656,476		1,748,967		1,244,533		944,938		1,082,810	7,111,368
	前年度対比	56%		87%		68%		88%		31%		41%		62%
ガス（LPGを除く）	㎥	8,934.0	8,187.0	5,520.0	2,063.0	643.0	1,448.0	4,836.0	8,210.0	8,854.0	11,341.0	11,934.0	8,333.0	80,303.0
	円	1,298,322	1,230,512	836,436	325,636	117,445	217,648	653,700	1,147,261	1,226,696	1,549,745	1,412,093	1,004,961	11,020,455
	前年度	1,189,448	1,115,533	1,185,402	503,835	165,171	260,603	578,427	1,135,853	1,977,438	2,323,860	1,599,703	1,352,260	13,387,533
	前年度対比	109%	110%	71%	65%	71%	84%	113%	101%	62%	67%	88%	74%	85%

14　利用者サービスの状況

事業計画	実施状況
・利用者とのコミュニケーション重視	・話しやすい環境を作るために笑顔での対応を心がけ積極的な話しかけを行っています。
・利用者に対する心のバリアフリーサービス	・あいさつ、言葉がけで心のふれあいで対応し本音を聞いてサービスや安全対策に講じています。
・利用者へのサービス向上の取組	・ウォーキング教室（無料）を設定し毎週月曜に実施しました。延べ人数615人のご利用があり好評でした。
・指導者講習会の開催	・鳥取県教委育委員会水泳指導講習会を6月30日に行いました。
・水泳の普及発展・県民の健康増進の手助け	・多くの一般利用者や競技者に気持ち良く活用される環境づくりや水泳のアドバイスを積極的に行っています。
・水泳大会開催の手助け	・水泳連盟主催だけでなく障がい者・マスターズ・米子水泳協会・スポーツレクリエイション大会のサポートを行っています。
・子ども達の活躍の応援	・ロビーの掲示板を使って新聞等の切り抜きを提示して子ども達の活躍を応援しています。
・県内小中学校との連携	・日吉津小学校への出張水泳指導や学校の先生への指導者講習会を行いました。
・自治体との連帯	・江府町教育委員会との連帯で江府町民プールで水泳指導を行いました
・水泳教室の充実	・当連盟主催の水泳教室を当連盟の優秀なスタッフで展開し利用者も増えました。
・快適な空間の提供	・スタッフが館内を巡回しきめ細かい清掃、室温等を管理し、日常の保守点検を十分に行っています。
・最適な水温管理の徹底	・定期的な水温管理を行い快適な状態を維持しています。
・最適な水質管理	・浄水質にするため、きめ細かく清掃を行い、定期的にプール掃除機での清掃を行っています。
・快適で衛生的な更衣室	・朝の清掃、スタッフによる巡回を行い、衛生管理に気を配っています。
・快適で衛生的なトイレ	・更衣室の巡回と同時にトイレの点検も行い衛生的なトイレを心がけています。
・感染症対策	・手消毒、また下足ﾛｯｶｰ、更衣室、トイレ、ﾄﾞｱﾉﾌﾞなど施設の消毒に努めています。
・大会にふさわしい最高のコンディショニング維持	・選手・関係者の方々に満足して頂け好記録の出る大会にできるように最高のコンディション作りを心がけています。
・樹木等の景観美化の徹底	・日常の手入れやシルバー人材センターによる草刈りを行い、お客様にもきれいになったと喜んでいただいています。

15　シルバー人材センターからの役務の調達実績

①（公社）米子広域シルバー人材センターによる水泳大会の更衣室・トイレの清掃作業

大会名称	日時	場　所
第29回会長杯鳥取県春季室内水泳大会	5月11日	館内更衣室及びトイレ
第60回鳥取県高校総体（飛込の部）	6月15日	館内更衣室及びトイレ
令和7年度鳥取県西部地区中学校総体	6月16日	館内更衣室及びトイレ
第60回鳥取県高校総体（競泳の部）	6月21日・22日	館内更衣室及びトイレ
第46回ＪＯＣ夏季水泳大会県予選会	6月29日	館内更衣室及びトイレ
米子市水泳選手権 兼 スポレク米子市予選水泳大会	7月5日	館内更衣室及びトイレ
第７９回国民スポーツ大会県予選会兼 第11回鳥取県長水路記録会	7月6日	館内更衣室及びトイレ
第51回鳥取県中学校総体	7月12日・13日	館内更衣室及びトイレ
鳥取県選手権 兼 中学総体（飛込）	7月13日	館内更衣室及びトイレ
第７３回中国高等学校選手権水泳競技大会兼 第９３回日本高等学校水泳競技大会中国地域予選会	7月18日～20日	館内更衣室及びトイレ
第78回鳥取県選手権 兼 第63回鳥取県学童選手権	7月26日・27日	館内更衣室及びトイレ
第76回鳥取県中学校学年別水泳競技大会	8月17日	館内更衣室及びトイレ
第26回鳥取県民スポーツレクリエーション祭	8月23日・24日	館内更衣室及びトイレ
第186回中国室内水泳競技大会	9月21日	館内更衣室及びトイレ
第27回会長杯鳥取県秋季室内水泳大会	10月5日	館内更衣室及びトイレ
第43回鳥取・島根両県対抗水泳競技大会鳥取予選会	11月16日	館内更衣室及びトイレ
第46回鳥取県室内選手権	12月14日	館内更衣室及びトイレ
第48回全国ＪＯＣジュニアオリンピック春季大会鳥取県予選会	1月25日	館内更衣室及びトイレ
第43回鳥取・島根両県対抗水泳競技大会	2月1日	館内更衣室及びトイレ
2025年度短水路記録会 兼 第12回学童学年別記録会	2月15日	館内更衣室及びトイレ
第30回鳥取県マスターズ水泳大会	3月1日	館内更衣室及びトイレ

16　管理施設の職員に係る雇用条件及び労働条件

（様式１）

項　目	条　件　等
1　職　種	常勤正職員
2　契約期間	無
3　就業の場所	米子市東山町９２番地　鳥取県営東山水泳場
4　労働条件の提示書面	・就業規則 ・労働条件通知書
5　始業・就業時刻、休憩時間等	(1)始業９時００分　終業２０時３０分 (2)休憩時間　１時間 (3)所定労働時間を越える労働の有無：有 (4)変形労働時間制、交代制等の場合の勤務時間等 一週間あたり40時間勤務で早番遅番の交代制勤務(土･日含む)
6　休日	(1)週休２日制（毎週水曜日、その他各者に定めた日） (2)年末年始（12/29～1/3）
7　休暇	(1)年次有給休暇　２０日間 （前年の休日が20日に達しない場合は、その日数を差し引いた日数を加える） (2)その他の休暇 ・有給：年次休暇及び特別休暇 ・無給：介護休暇
8　賃金	(1)賃金　　月給　　１９４，０００円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当　　一般財団法人鳥取県水泳連盟規定により支給 ・扶養手当　　一般財団法人鳥取県水泳連盟規定により支給 ・役付手当　　一般財団法人鳥取県水泳連盟規定により支給 ・資格手当　　一般財団法人鳥取県水泳連盟規定により支給 (3)賃金締切日　毎月　　末日 (4)賃金支払日　毎月　２１日 (5)賞与　有 (6)昇給　　有（時期　４月） (7)退職金　有
9　健康診断	健康診断を毎年１回行う

（様式２）

項　目	条　件　等
1　職　種	嘱託職員
2　契約期間	令和　７年４月１日　～　令和　８年３月３１日
3　就業の場所	米子市東山町９２番地　鳥取県営東山水泳場
4　労働条件の提示書面	・就業規則 ・労働条件通知書
5　始業・就業時刻、休憩時間等	(1)始業９時００分　終業２０時３０分 (2)休憩時間　１時間 (3)所定労働時間を越える労働の有無：有 (4)変形労働時間制、交代制等の場合の勤務時間等 一週間あたり40時間勤務で早番遅番の交代制勤務(土・日含む)
6　休日	(1)週休２日制（毎週水曜日、その他各者に定めた日） (2)年末年始（12/29～1/3）
7　休暇	(1)年次有給休暇　１０日間 (2)その他の休暇 ・有給：年次休暇及び特別休暇 ・無給：介護休業
8　賃金	(1)賃金　　月給　１７９，１００円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当　　一般財団法人鳥取県水泳連盟規定により支給 (3)賃金締切日　毎月　　末日 (4)賃金支払日　毎月　２１日 (5)退職金　無
9　健康診断	健康診断を毎年１回行う

令和7年度　鳥取県営東山水泳場の管理業務の実施に係る収支状況

収入			支出		
番号	項　目	金　額	番号	項　目	金　額
1	施設使用料収入	4,115,870	1	人件費	40,777,370
2	自主事業収入	16,431,800	2	賃金	5,071,150
3	自動販売機手数料	315,041	3	消耗品費	8,233,191
4	雑収入	0	4	ガス代	11,066,852
5	指定管理料	74,250,000	5	水道代	4,702,673
			6	電気代	10,021,726
			7	修繕費	2,291,784
			8	印刷製本費	211,640
			9	委託料	1,943,245
			11	使用料及び賃借料	128,062
			12	備品購入費	612,700
			13	旅費交通費	72,560
			14	保険料	156,758
			15	手数料	2,498,392
			16	公課費	1,680,520
			17	図書研修費	13,330
			18	雑費	224,170
			19	通信費	161,529
			20		
			21		
			22		
			23		
			24		
			25		
			26		
		95,112,711			89,867,652

資料 6

○鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和39年3月30日
鳥取県条例第24号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例62・一部改正)

(設置)

第2条　スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立武道館	米子市
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市
鳥取県営東山水泳場	米子市
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町

(昭44条例31・昭46条例18・昭49条例45・昭54条例21・昭55条例17・昭56条例31・昭57条例24・昭58条例27・昭61条例24・平11条例42・平12条例43・平16条例33・平17条例62・平17条例91・平25条例47・平27条例13・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条　知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)　社会体育施設の施設設備の維持管理に関する業務

(2)　前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

(平17条例62・追加、平17条例91・平26条例10・一部改正)

第4条　削除

(平30条例19)

(指定管理者の管理の期間)

第5条　指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第4条繰下・一部改正、平20条例8・平26条例10・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第6条　社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2　社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第5条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用の許可)

第7条　社会体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2　指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1)　公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2)　社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4)　前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3　指定管理者は、社会体育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

（平17条例62・旧第3条繰下・一部改正、平17条例91・旧第6条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正）

（行為の制限等）

第8条　社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。

(1)　社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)　所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3)　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4)　前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2　指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、社会体育施設への入館を拒み、又は社会体育施設からの退去を命ずることができる。

（平17条例62・追加、平17条例91・旧第7条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正）

（措置命令）

第9条　指定管理者は、社会体育施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

（平17条例62・追加、平17条例91・旧第8条繰下）

（利用許可の取消し）

第10条　指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)　この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2)　前条の命令に従わないとき。

(3)　利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4)　利用許可の条件に違反したとき。

(5)　詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

（平17条例62・追加、平17条例91・旧第9条繰下、平26条例10・一部改正）

（利用料金）

第11条　社会体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2　利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3　知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

（平17条例62・追加）

（利用料金の減免）

第12条　指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

（平17条例62・追加）

（規則への委任）

第13条　この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、規則で定める。

（昭41条例23・旧第4条繰下、昭46条例18・旧第5条繰下、平17条例62・旧第6条繰下・一部改正、平17条例91・旧第14条繰上・一部改正、平26条例10・一部改正）

附　則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附　則（昭和41年条例第23号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和41年規則第25号で昭和41年7月1日から施行）

附　則（昭和44年条例第31号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和44年規則第45号で昭和44年8月1日から施行）

附　則（昭和46年条例第18号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和46年規則第51号で昭和46年6月15日から施行）

附　則（昭和46年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年条例第19号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附　則（昭和49年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和52年条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附　則(昭和54年条例第21号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附　則(昭和55年条例第17号)

この条例中第2条及び第5条の改正規定のうち鳥取県営プールに関する部分は昭和55年4月1日から、その他の改正規定は同年9月1日から施行する。

附　則(昭和56年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和57年条例第24号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附　則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1　この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附　則(昭和58年条例第27号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附　則(昭和59年条例第11号)抄

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附　則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1　この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附　則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附　則(平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附　則(平成5年条例第6号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附　則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附　則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2)　第32条中鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第5条の表の改正規定及び第33条中鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例第6条の改正規定　平成11年4月1日

附　則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附　則(平成11年条例第42号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成12年条例第43号)

この条例中第1条の規定は平成12年9月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附　則(平成13年条例第34号)抄

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附　則(平成15年条例第36号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成16年条例第27号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成16年条例第33号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附　則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)
1　この条例は、平成17年4月1日から施行する。
附　則(平成17年条例第62号)
(施行期日)
1　この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
2　改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(経過措置)
3　この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。
附　則(平成17年条例第91号)
(施行期日)
1　この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
2　改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による鳥取県立武道館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(経過措置)
3　この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。
附　則(平成18年条例第53号)抄
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成20年条例第8号)
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。
附　則(平成25年条例第47号)
(施行期日)
1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成27年規則第45号で平成27年11月1日から施行)
(経過措置)
2　平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日まで鳥取県営米子屋内プールの鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者については、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項及び第5条の規定によらず、教育委員会がその候補者を選定するものとする。
附　則(平成26年条例第10号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。
附　則(平成27年条例第13号)
(施行期日)
1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(平成27年規則第46号で平成27年11月1日から施行)
(経過措置)
2　鳥取県営東山水泳場に係る鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者(以下「指定管理者」という。)の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
3　この条例の施行前においては、知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3号の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県営東山水泳場の指定管理者の候補者を選定するものとする。
4　この条例の施行前に指定を受けた鳥取県営東山水泳場の指定管理者が鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う期間は、同条例第5条の規定にかかわらず、この条例の施

行の日から平成29年3月31日までとする。

附　則(平成30年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 7

現状の管理運営の体制

1　管理運営の体制

（1）管理運営の組織

①　実施体制

職員	主な業務内容	人数	雇用方法
館長	・業務全般の総括責任者 ・鳥取県との連絡調整 ・危機管理対策の徹底と安全研修の実施 ・利用者の管理・調査・対応	１名	職員
副館長	・館長不在時の総括責任者 ・県担当者、業者との連絡調整 ・各部署主任との連絡・調整・管理 ・勤務管理・職員管理	１名	職員
安全部	・定期的な安全研修の企画と実行 ・水上安全・救急法の資格取得 ・職員の泳力の向上 ・館内清掃・館内チェック	主任１名	職員
指導部	・教室・イベントの立案・管理 ・教室指導。教室館員の管理 ・泳法・運動のアドバイス ・館内清掃・監視業務	主任１名 指導員２名	職員 職員・臨時員
受付部	・受付業務 ・入場料金・教室授業料の管理 ・水泳教室入会・退会管理 ・利用者案内・説明・館内清掃	主任１名 受付員１名	職員 非常勤
施設管理部	・水質・水温・室温の管理 ・設備機器点検・管理 ・薬品の管理 ・館内清掃	主任１名 管理員２名	職員 臨時員・非常勤
監視部	・監視業務 ・傷病の応急処置 ・接客 ・館内清掃	主任１名 監視員４名	臨時員 非常勤

②　資格技術者の配置

防火管理者

・甲種防火管理者１名

電気主任技術者

・委託先：一般財団法人中国電気保安協会（外部個人事業者）に委託。

・委託期間：Ｒ８．４．１～Ｒ９．３．３１

・電気主任技術者１名

資料 8

修繕実績（令和４年度～令和７年度）

令和４年度		
場所	内容	金額（税込）
事務所流し蛇口	流し蛇口パッキン交換	5,500
プール排水溝蓋	プール排水ピット蓋工事	171,600
電力量計	電力メーター取替工事	495,000
ボイラー加温装置	温水循環ポンプ及びバルブ取り付け工事	187,000
温水循環系統	バルブ取り付け工事	187,000
誘導灯	誘導灯取替	207,900
機械室ドア	スチールドア取替工事	433,400
機械室ピット内配管	配管漏水修繕	38,500
機械室内給水バイパス管	給水バイパス管修繕	63,800
No2ボイラー	バコティンヒータータイマー取替	381,700
トイレ便座	女子更衣室出口トイレ	40,700
機械室配管	機械室温水、膨張配管漏水修繕保温補修工事	156,750
男子更衣室トイレドア	スライドドア修理	3,300
機械室配管	機械室熱交換器配管修繕	81,400
飛込プールブロアー用防水コンセント	ブロアー用防水コンセント取替	7,700
スコアボード（掲示装置）	スコアボード用ロータリーバ取替	4,400
事務所プール側出入口	ドアクローザー交換	19,800
プール清掃ロボット	消耗品交換	102,300
機械室顕熱機	顕熱機交換	766,700
館内裏フェンス	出入口フェンス塗装工事	231,000
休憩室灯	LED照明取替工事	125,400
玄関排煙窓	排煙窓修繕	286,000
外灯	LED照明取替工事	330,000
屋外電源	外部電源ボックス撤去	36,608
屋内プールろ過機	ろ過機修理	445,005
	合計	4,808,463

令和５年度		
場所	内容	金額（税込）
外構駐車場側階段	階段セメント補修	38,500
機械室	煙道ダクト修繕	304,700
玄関自動ドア	自動ドア鍵修理	8,800
防犯カメラ	防犯カメラ増設工事	90,200
事務所内	洗面器混合水栓交換作業	38,500
車いす	車いす修理	57,530
ろ過機	ろ過機ポンプ修理	481,008
トイレ便座	ウォシュレット便座修繕	35,200
シャワー	電磁弁補修	58,300
散水栓	散水栓取付工事	25,300
屋外プール通路	屋外シャワー電磁弁保温外装補修工事	28,600
機械室補給水管	保給水管修繕	171,600
プール清掃ロボット	グリップ取替	42,460
プール清掃ロボット	ケーブル・サイドパネル交換	116,600
水道子メーター体育館前・施設裏	水道子メーター取替工事	308,000
表彰台	表彰台塗装	110,000
スチールドア修繕	スチールドア取替工事	492,800
50mプール循環装置	循環装置取替工事	541,585
ロッカー	更衣室ロッカー塗装	275,000
自家発電装置	自家発電設備修繕	121,000
屋内消火栓配管	屋内消火栓配管修繕	63,800
消火栓ホース	消火栓ホース取替	53,900
全熱交換器	全熱交換器モーター修繕	446,600
	合計	3,909,983

令和６年度		
場所	内容	金額（税込）
ロボット修理	ドルフィンα修理	313,500
競技役員室コンセント	コンセント設置	77,000
飛込日立ベビコン	飛込日立ベビコン修理	90,200
ドルフィンエース	ドルフィンエースフィルターグリップ他修繕	31,680
ドルフィンエース	ドルフィンエース底ふた他修繕	37,180
室外トイレ非常呼出ボタン	室外トイレ非常呼出ボタン修理	47,850
室内多目的トイレ	ウォシュレット便座修繕	35,200
室内プール	ファンコンベクター点検工事	71,500
室内プール	ファンコンベクター修繕	154,000
水中ロボ・ドルフィンエース	グリップブラシ/ホイルチューブベアリング交換	98,340
室内バランシングタンク	バルブ交換工事	80,300
室内プール機械室	コンプレッサー取替工事	385,000
屋外プール機械室	ろ過機修繕	63,778
室内プール機械室	温水１次循環ポンプ取替	399,300
室内プール機械室	補給水ポンプユニット修繕	113,300
１Fロビー	排煙窓修理	195,800
室内プール空調	全熱交換気排気ファン修繕	313,500
室内プール空調	空気調和木Vベルト交換	23,100
室内プールランシングタンク	排水弁取替修繕	238,700
１F事務所	事務所ルーター取替工事	353,683
１Fロビー	光電式感知器取替	26,400
プール室空調	ベアリング交換	62,700
	合計	3,212,011

令和７年度		
場所	内容	金額（税込）
飛込プール	飛込プール配管止水及び配管調査	181,500
飛込プールろ過機	飛込プールろ過機エレメント修繕	961,950
室内プール	室内プール防水コンセント取替	22,000
室内プール	室内プールマイクコンセント取替	29,700
飛込プール	浄化槽放流ポンプ交換	69,300
プール清掃ロボット		191,840
プール清掃ロボット	プール清掃ロボット修理	182,820
25mプール機械室	バコティンヒーター部品取替え	37,400
室内プール機械室	全熱交換機吸気ファン修繕	94,600
室内プール機械室外	蓄熱槽電極体調整	9,900
室内プール機械室	ろ過機エレメント修繕	356,774
室内男女更衣室	女子トイレ扉周り修理・男女更衣室建具交換	44,000
室内プール機械室	ラインポンプ漏水修繕工事	110,000
	合計	2,291,784

資料 9

委託等資料一式

- 機械警備
- 館内清掃作業
- 空調保守点検
- ろ過機メンテナンス
- 消防設備点検
- 飛込プール浄化槽点検
- 自家用電気工作物保守管理
- 水質検査

お客様控え

警備契約書

一般財団法人鳥取県水泳連盟　様

（鳥取県営東山水泳場）

SECURITY by Hans
Hokuyo Alarm Network Service

北陽警備保障株式会社

機械警備業務契約書

一般財団法人鳥取県水泳連盟（以下甲という。）と、北陽警備保障株式会社（以下乙という。）とは、甲の所有又は管理に属する下記警備対象施設につき、次のとおり機械警備業務契約を締結する。

警備対象施設名称：鳥取県営東山水泳場
警備対象施設所在：鳥取県米子市東山町92

第　1条　本契約を締結するにあたり、乙は警備対象施設を調査し甲・乙合意のうえ、機械警備実施計画書を作成し、これを本契約書に別紙添付する。

第　2条　乙は甲に対し別紙機械警備業務実施計画書に基づき機械警備業務を実施することを約し、甲はこれに対し報酬（以下警備料という。）を乙に支払うことを約諾した。

第　3条　乙は警備対象施設に事故が発生し、又はそのおそれのあるときは甲に通知し、甲は直ちにこれに対する充分な措置を講じなければならない。

尚、甲は特に事故発生のおそれある箇所については、事前に乙に対して管理方法及び、事故抑制、防止方法等必要な注意事項を文書をもって乙に通知するとともに、乙と充分協議し必要な措置を講じなければならない。

第　4条　警備料は、一期（1ヶ月）金２７，５００円（税抜２５，０００円、消費税等２，５００円）と定め、甲は該期分を前期末日までに乙の指定金融機関に振込むものとする。但し、最初の支払い分については、契約開始日より７日以内に支払うものとする。

尚、一ヶ月未満の警備料は日割り算とする。

第　5条　前条に定めた警備料は、社会情勢の変化など警備料に影響を及ぼすものに増減のある場合には、契約期間の中途においても甲・乙協議のうえ改訂されるものとする。

2　この契約の締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の改正によって消費税及び地方消費税の税率に変動が生じたときは、甲及び乙は、当該税率の変動に応じて、警備料の額を変更するものとする。

第　6条　機械警備業務実施上必要とする諸設備は次の条件により設置する。

2　送信機及びセンサー等の警報装置の種類、設置場所、設置個数、又、警報装置、警報機器の能力、機能等について乙は、甲に十分なる説明をし、甲・乙双方合意のうえで決定し、警報装置設置図面を機械警備業務実施計画書に別紙添付する。

3　警報装置設置に要した配線施工々事費、金＿＿＿＿＿円（税抜＿＿＿＿＿円、消費税等＿＿＿＿円）は甲の負担とし、工事完了後７日以内に乙に支払うものとし、５年を経過した後の配線補修工事費もまた同様とする。

4　警報装置及びその配線等これに付帯する一切の設備は、乙の所有に属する。

5　甲は契約期間中、甲の責めに帰すべき事由により、警報装置を毀損又は紛失した場合は、その復旧に要する実費を乙に支払うものとする。

6　警報装置設置または補修工事完了後において、警備対象施設の増・改築等により既設の警報装置（電話器を含む）の移動、変更等の必要を生じた場合は、事前に乙に通知するものとし、当該工事費については甲が負担するものとする。

また、甲・乙協議し合意のもとにより新たに警報装置の追加が必要と認められた場合も同様とし、これにともない警備料を改訂することを得るものとする。

第　7条　警備員の人事ならびに機械警備業務に関する指揮、運営は、乙が行なう。

2　警備員の服装は、公安委員会へ届出ている制服を着用する。

3　契約に基づき警備業務に従事する警備員は、警備業法の規定による基本教育・業務

別教育を受講した者を従事させなければならない。

第　8条　甲及び乙は、本契約の締結にあたり、知り得た相手方の秘密事項を一切指定関係者以外に漏洩してはならない。

第　9条　乙は本契約に基づく機械警備業務実施中、乙の過失により生じた甲の損害については実損填補とし下記賠償額を限度として、警備業者賠償責任保険により甲に対してその損害を補償するものとする。

2　身体上の損害については、１事故につき　１０億円（免責３万円）

3　財物上の損害については、１事故につき　１０億円（免責３万円）

4　甲の損害賠償請求は、その損害発生の事実を知った日から７日以内に書面をもって乙に通知し、且つ、乙の責めに帰すべき損害の範囲を立証しなければならない。然らざる限り乙は、その損害に就いて何等の責めに任じないものとする。

第１０条　乙は下記事項については、一切賠償または補償の責任を負わないものとする。

1　甲の財産に対する損害で前条に規定する限度を越える部分及び、補償条件に該当しない原因による場合。

2　建造物、施設又は物品自体の瑕疵もしくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合。

3　天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害、及び甲又は甲の関係者の故意又は過失に基づく場合。

4　甲に損害が発生した場合で、当該損害が「警報機器」設置箇所以外で発生又は「警報機器」の機能外で発生した損害について乙は責に任じないものとする。

5　乙の提供する業務の性質に鑑み、屋外に所在する甲の財物について発生した損害、及び火災・破裂・爆発などによる損害。

6　乙の警報装置は正常に作動したにもかかわらず、西日本電信電話株式会社通信回線等の不通により、乙が警備業務を実施することが不可能となった場合。

7　乙が甲の要求により実施する特別の又は追加業務から生じた損害、損失はすべて甲の責任とする。

尚、乙の損害賠償には、理由の如何を問わず、甲の営業が休止又は阻害されたことにより生ずる喪失利益及び、これにかかる費用は含まないものとする。

8　警備計画書第１３項３に関する事項が原因で発生した損害。

9　警備用回線にインターネット回線を利用した場合、環境の変化等により乙の監視センターへ異常信号が送信されない場合があるので、バックアップ用の迂回回線として甲の一般加入回線を使用することを甲は了承し、バックアップ回線として甲の一般加入回線が確保できない場合のインターネット回線に起因する甲の損害。

第１１条　警備対象施設を保険の目的とする火災保険、盗難保険、車輌保険その他物的損害を填補する保険を付保しているときは、その保険で填補するものとする。

第１２条　本契約の有効期間は２０２２年　４月　１日から２０２７年　３月３１日までの５年間とする。

第１３条　乙は、本契約の履行に必要な業務を第三者に再委託してはならない。

2　前項にかかわらずやむを得ず再委託する場合には、乙は事前に甲の承諾を得るものとし、当該再委託先の義務履行に関し甲に対し一切の責任を負うものとする。

第１４条　乙は契約上の業務提供を継続しがたいと認める相当の事由ある場合は、３ケ月前にその理由を付した書面をもって甲に通知することにより、本契約を解除し終了させる権利を有する。

2　甲が警備料金をその支払期日到来後３０日以上支払わないときは、乙は本契約を解除し、乙の契約上の義務はその時をもって消滅するものとする。但し、乙の既存の請求権は消滅しない。

第１５条　前条により本契約を終了させる場合であって、それが甲の責めに帰する場合、もし

くはその理由の如何を問わず、甲が本契約の中途にて解約を申し出た場合、乙の契約上の義務は甲の希望する警備業務終了期日をもって消滅するものとし、この場合、乙は甲に次の算式で求められた違約金を請求することができることを甲・乙ここに同意する。

算式：違約金＝月額警備料×残存契約月数×20％＋月額警備料3ヶ月分×0.8

第１６条　契約満了時又は甲の事由による中途解約時において、甲の警備対象施設に設置された警報装置の撤去実費は甲の負担とする。警報装置の撤去に際しては、乙は所定の補修を行うものとするが、警報装置の取り付け前の状態に戻す費用は甲の負担とする。

第１７条　乙は、甲が次の各号のひとつに該当する場合は、催告することなく本契約を解除することができるものとする。

（１）　甲またはその役員、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「その役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である場合。

（２）　甲またはその役員等が、反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。

２　乙が前項により契約を解除した場合、甲に損害が生じても、乙はこれを一切賠償する責を負わない。

第１８条　警備業務に係る苦情の申し出先は次のとおりとする。

１　お電話による場合

北陽警備保障株式会社　総務部　（電話0852－24－8111）

２　お手紙による場合

〒690－0049

島根県松江市袖師町9－35

北陽警備保障株式会社　総務部

第１９条　甲及び乙は互いに協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項については、法令その他商慣習に従うほか甲・乙協議し合意のうえ決定するものとする。

第２０条　本契約を締結するにあたり、甲及び機械警備業務実施計画書第７項の緊急連絡先は乙より「個人情報保護に関する公表事項」の交付を受け、乙の個人情報の取扱いについて同意しました。

上記契約の締結を証するため本書弐通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、それぞれ各壱通を保有する。

西暦２０２２年　４月　１日

甲：〒683-0031 米子市東山町92番地
TEL (0859)34－0126
鳥取県営東山水泳場

館長 牧野勝己

乙：島根県松江市袖師町９番３５号
北陽警備保障株式会社
代表取締役　幡　好明

機械警備業務実施計画書

甲：一般財団法人鳥取県水泳連盟

乙：北陽警備保障株式会社

警備対象施設名称：鳥取県営東山水泳場
警備対象施設所在：鳥取県米子市東山町92

対応時間・人員：５分・２名
警備担当部署名称：北陽警備保障株式会社　米子営業所
基　　地　　局：松江基地局
警備担当部署所在：鳥取県米子市西福原11-2

第　１項　警備の目的

１　警備業務対象施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務。

２　警戒情報の監視業務。

３　警察・消防機関及び関係先への通報業務。

４　緊急対処の為の現場措置業務。

５　上記項目の業務を通じて乙は甲の財産の保全及び、甲の業務の円滑なる運営に寄与する。

第　２項　任　．務

１　盗難、火災等の事故発生時における被害の拡大防止に関すること。

２　事故発生時における甲の社内秩序保持に関すること。

３　緊急事項の関係先への報告に関すること。

４　警備業務実施事項の報告に関すること。

５　その他警備業務に付随する事項について両者協議し合意のうえ決定する。

第　３項　警備業務実施方法及び機器又は各種資機材

１　警備業務用機械装置による機械警備。

２　機械警備実施計画書は乙において作成し、甲・乙合意のうえ決定する。

３　警備業務に必要な車両・無線・警棒・懐中電灯等の資機材を使用します。

第　４項　警備運営上の権限

甲は警備業務遂行のため必要な警備上の権限を乙に付与するものとする。

第　５項　警備業務担当時間

警備の開始から解除までとし、盗難以外の業務は終日とする。

第　６項　警備業務責任

１　乙の警備業務責任は、警報装置の作動開始の信号を受けたときに始まり、翌営業日の甲からの警報装置解除の信号を受けたときに終る。

２　警備業務実施時間中における甲の臨時入室は、原則としては入室してはならない。但し、真にやむを得ない場合のみ乙に通知して入室し、甲の臨時入室中の警備業務は甲の責任において実施する。

第　７項　緊急連絡先

1　甲は緊急連絡先を３名以上定め、かつ、その連絡優先順位を文書で明示し乙に提出する。

2　甲は警報装置連結の電話又は、前号の緊急連絡先もしくはその連絡優先 順位を変更する場合は、事前に遅滞なく文書で乙に通知するものとする。

第　8項　警備機構と運営組織

1　警備業務用機械装置による機械警備

（1）　警報装置

イ　警備契約書第６条に基づく警報装置は、警備対象施設で発生した異状事態を乙の監視センターへ自動的に通報する機能を有する。

ロ　甲及び乙は、警報機器が常に正常な機能を保持するよう管理しなければならない。また、甲は警報機器の異状を発見したときは、速やかに乙に連絡するものとする。

ハ　乙は、万一警備業務実施時間中に警報装置が作動不能となった場合は、乙の責任において代替警備業務措置を、甲の合意のうえ講ずるものとする。

ニ　警報機器の設置状況は別紙添付図面及び警報機器の機能説明のとおりとし警備業務開始までに機能、能力等を甲に説明し理解を得たものとする。

（2）　監視センター（指令室）

監視センターは、警備業務責任時間中警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に機動隊員と連絡を保ち警備の万全を図る。

第　9項　日常における警備業務要領

1　警備業務開始

（1）　機械警備における取扱い

イ　甲の最終退出者は、警備対象施設の扉・窓等の施錠確認、残留者・潜伏者の有無の確認、ガス・電気・灰皿等の火気の安全確認、漏水その他の確認をする。

ロ　各警報機器の正常な状態を確認のうえ、定められた方法により警報装置の警備開始操作を行なう。

（2）　監視センターにおける取扱い

乙の監視センターは、甲の警備対象施設からの警備開始信号を受信し、必要事項を記録する。

2　警備業務解除

（1）　出勤時における取扱い

イ　甲の第一出勤者は、通常本計画書第５項の警備担当時間終了時までに警報装置を解除して入室するものとする。

（2）　監視センターにおける取扱い

乙の監視センターは、甲の警備対象施設からの警備解除信号を受信し、必要事項を記録する。

第１０項　異状信号受信時における処置について

1　乙の監視センターは、甲に設置した警報装置より異状信号を受信した場合、遅滞なく機動隊員と連絡をとり、警備業務用車両等にて警備対象施設に急行させ、異状事態の確認をするとともに、事態の拡大防止に当たる。

また、二種類以上のセンサーが異状を感知し、盗難事案が予測される場合や、警察が指定する特定警備対象施設の異状発報については、速やかに警察機関に通報する。

2　機動隊員は、警備対象施設の事態確認後監視センターへその状況を詳細に連絡する。監視センターは連絡を受け、必要と認めたときは、遅滞なく 警察・消防機関に通報し、緊急出動の要請をするとともに、機動隊員の第二出動等の措置を取る。

3　乙の監視センターは必要と認めたときは、本計画書第７項の甲の緊急連絡先にその優先順位に従って事態の状況を連絡する。

第１１項　警備業務実施状況の報告

乙は、毎日の警備担当時間内における警備の状況については、異状のない場合は、別段の連絡は取らない。

事故発生又は警備対象施設の改善事項等の連絡については、その都度詳細に状況を記載のうえ報告書を甲に提出する。

尚、報告書の様式は乙制定のものとする。

第１２項　鍵の預託

1　甲は、乙の警備業務実施に必要な最終出入口その他の箇所の鍵をそれぞれ２組、乙に貸与するものとする。

2　乙は甲より鍵を預託する場合、乙制定の鍵受領簿を発行し、鍵の保管・取扱いについては鍵箱・鍵保管庫等に収納し厳重に行なうものとする。

第１３項　警報機器の保守点検

1　乙は、警報機器の正常な機能を維持するため定期的に保守点検を行ない、保守点検報告書を甲に提出する。

2　乙は保守点検を実施中、万一警報機器の異状を認めたときは、遅滞なく補修・交換等の措置を講ずるものとする。

尚、保守点検報告書の様式は、乙制定のものとする。

3　乙の業務履行のため利用する通信回線に甲のＮＴＴのＩＳＤＮ･ＡＤＳＬ･光回線を使用する場合は甲は甲の責任において同回線利用のため設置されているその周辺機器の定期的な保守点検を行い、その正常作動を保持し通信回線が不通になることがないようにするものとする。

又、バックアップ用乾電池については、定期的に交換し、保守点検の際、自然なる腐食等の異状を確認した時又は、１０分以上の停電を確認した場合は、速やかに交換するものとする。

第１４項　警備業務実施上において本警備業務実施計画書に定めない事項については、その都度、甲・乙協議して合意のもとに取り決めるものとする。

上記警備業務計画書の記載内容についての同意を証するため本書弐通を作成し、甲・乙記名のうえ、それぞれ各壱通を保有する。

個人情報の取扱いについて

北陽警備保障株式会社(以下「弊社」という。)は、お客様の個人情報を取扱うにあたり「個人情報保護に関する法律」(以下「法」という。)、その他の関係法令、その他のガイドライン及び「個人情報保護マネジメントシステム要求事項（JIS Q 15001)」に基づく社内規程を遵守するとともに、以下の事項を「公表」いたします。(「本人が容易に知り得る状態に置いている」こと、及び、「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」に置くことを義務付けられている事項を含みます。)

I. 個人情報を本人から直接書面によって取得する以外の方法によって取得した場合の措置について

次の利用目的の範囲内で取り扱わせていただきます。

1. 弊社が取扱う「警備サービス業務」を提供するために、提供いただく個人情報の主な利用目的
 (1) サービス業務開始時に提出していただく「緊急連絡先届出書」に記入していただく連絡先の氏名、住所、電話番号は、サービス対象物件に盗難、火災等の緊急事態が生じた場合に連絡させていただくため、各種関係機関への通報をするため、現場での対応者としての本人確認のために利用します。
 (2) サービス業務開始時に提出していただく「警備操作申込書」に記入していただく連絡先の氏名、暗証番号等は個人識別用ICカード等を登録、作成するために利用します。
 (3) 他社からのサービス業務の業務委託により取得した個人情報においても上記（1）（2）と同様の利用目的にのみ利用いたします。
2. 「損害保険募集業務」において保険会社との取次を行うために、委託された個人情報を取り扱います。
3. お電話でのお問い合わせの場合、お問い合わせに対する回答をするために利用します。
4. お電話でのお問い合わせの際は、その内容を録音させていただく場合があります。その場合は、お問い合わせの内容を確実、適切な対応を行わせていただくために利用します。
5. 監視カメラの映像は事件、事故等が発生した場合に状況確認のため利用します。

II. 開示対象個人情報に関する事項の周知などについて

弊社では、弊社が保有する開示対象個人情報について、ご本人またはその代理人からの利用目的の通知・開示・訂正・追加又は削除・利用停止・消去及び第三者への提供の停止の求め（以下「開示等の求め」という。）に対し、以下の方法で対応いたします。

1. 事業者の氏名又は名称
 北陽警備保障株式会社
2. 個人情報保護管理者
 総務部　個人情報保護対策室　個人情報保護対策室長
 連絡先電話番号：0852-24-8111
3. 開示対象個人情報の利用目的
 弊社が保有する開示対象個人情報の利用目的は以下のとおりです。
 (1) 弊社が取り扱う「警備サービス業務」を提供するために利用します。
 (2) 「インターネットサービス業務」を提供するために利用します。
 (3) 採用応募時に提供いただく個人情報
 ① 本人確認及び従事することが予定される仕事への適正・能力等を判断するために利用します。
 ② 選考手続きや、採用に関わる弊社からの情報提供、本人への連絡、通知のために利用します。
 (4) 弊社の役員及び従業者に関する個人情報
 従業者の人事管理、勤務管理、給与・賞与管理、福利厚生、健康管理、安全管理、業務管理、取引先への対応、顧客(候補を含む)への対応、官公庁への対応、業界団体等への対応、苦情、紛争等に関する対応、本人への緊急連絡等のために利用します。
 (5) 来社時受付等にて取得した個人情報は、弊社の入退室管理に利用します
4. 開示対象個人情報の取扱に関する苦情の申し出先
 下記 III＜個人情報に関する問い合わせ窓口＞にご連絡をお願い致します。
5. 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申し出先
 ＜認定個人情報保護団体の名称＞
 一般財団法人日本情報経済社会推進協会

<苦情の解決の申し出先>

個人情報保護苦情相談室

住　　所：〒106-0032　東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル12F

電　　話：03-5860-7565　/　:0120-700-779

6. 「開示等の求め」の申し込み先及び書面の様式

「開示等の求め」に対する請求は下記 Ⅲ<個人情報に関する問い合わせ窓口>にご連絡をお願い致します。

ご連絡いただいた請求内容に応じた弊社所定の請求様式の書面を、郵送にて請求者様に送付いたします。

7. 「開示等の求め」に際してのご本人または代理人の本人確認

請求にあたり本人確認のため以下の書類を、請求書とともに提出していただきます。

① 請求者がご本人の場合（ご本人が未成年者の場合も含みます）

A) 公的証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カード、外国人登録証）のいずれか1つの写し

② 請求者が法定代理人の場合

A) 公的証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カード、外国人登録証）のいずれか1つの写し

B) 法定代理人を証明する書類（住民票謄本、保険証等扶養家族が記載されたもの。成年後見登記事項証明書等）

③ 請求者が任意の代理人の場合

A) 公的証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カード、外国人登録証）のいずれか1つの写し

B) 本人からの委任状

上記の 6. にて送付しました書類に必要事項をご記入いただき、7. の本人確認書類のうち請求者様が「ご本人の場合」①を、「法定代理人の場合」①及び②を、「任意の代理人の場合」は①及び③を同封のうえ簡易書留郵便にて送付ください。封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」と書き添えて頂ければ幸いです。

送料は請求者様のご負担にてお願い致します。

※確認書類送付時の注意事項

本人確認書類のうち、本籍地が記載された書類につきましては、本籍地の部分を塗りつぶしたうえで同封をお願い致します。塗りつぶされていない書類がある場合には、書類到着後に弊社にて塗りつぶします。

8. 「開示等の求め」に際しての請求手数料

「開示対象個人情報の利用目的の通知」及び「開示対象個人情報の開示」の請求に際しましては、６００円（税別）の手数料を徴収します。（６００円＋税分の郵便切手を請求書に同封してください。）

9. 請求書類等の不備への対応

請求書類の不備、手数料が不足していた場合、及び手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡いたしますが、請求書到着後に対応がない場合は、請求がなかったものとし、送付いただいた書類は返却させていただきます。

10. 請求書の保管

送付いただいた請求書は弊社にて社内規程に基づき厳重に保管いたします。

11. 「開示等の求め」に対する回答

弊社では開示等請求書到着後、書類に不備が無い場合その結果を弊社所定の回答様式にて請求書記載住所宛に特定記録郵便にて送付いたします。その際に本請求に送付いただきましたご本人確認のための書類につきましては同封のうえ返却いたします。

12. 「開示等の求め」に際して取得する個人情報の取扱い

開示等の請求にともない提供いただく個人情報は、請求への対応に必要な範囲でのみ取り扱わせていただきます。

Ⅲ. 個人情報に関する問い合わせ窓口

弊社は、「開示等の請求」及び個人情報の取扱いに関する問い合わせ、苦情及び相談を受け付ける窓口を次のとおり設置し対応いたします。

<個人情報に関する問い合わせ窓口>

北陽警備保障株式会社

総務部　個人情報保護対策室

住　　所：〒690-0049　島根県松江市袖師町9-35

電　　話：0852-24-8111　FAX番号：0852-27-7774

U　R　L：http://www.hokuyo-keibi.co.jp

受　　付：電話の受付は、弊社の休業日を除く平日 09:00～18:00

《警報機器の機能説明》

1.主装置並びに周辺装置

記号	機器名称	主な設置箇所	機能・特徴
TAC	自動運行制御装置 (トータル・アクセス・コントロールターミナル)	壁面	あらかじめ設定されたスケジュールに基づき、諸設備の発停、制御、監視を行なう装置。
S	自動通報機(専用回線)	壁面	通信回線を利用して、検知器の感知した情報を電送する装置。
K	自動通報機(加入回線)	壁面	
	警報制御盤	壁面	検知器からの信号を受信し、制御する装置。
	回路表示器	壁面	検知器からの信号を区分し、表示する装置。
	電源装置	壁面	警報機器に使用する電力を供給する装置。
C K T	入出操作器 (カードC・キーK・テンキーT)	屋外並びに屋内の壁面	出入時に警報機器の警戒の全部又は一部の動作及び停止を行なう装置。 (カード方式、キー方式、テンキー方式)
OC-	集積型入出操作器	屋内の壁面	最大32ブロックまでの集積能力
B Z S L	威嚇機 (ベルB・ブザーZ・サイレンS・照明L)	屋外の壁面等	異状が発生したことを「音」「光」などで知らせ、侵入者を威嚇するもの。 (ベル、ブザー、サイレン、照明など)

2.防犯検知器

記号	機器名称	主な設置箇所	機能・特徴
	振動検知用アダプター	壁面	振動検知器の誤作動防止のための制御を行なうもの。
G	ガラス破壊検知用アダプター	ガラス面の周辺の天井・壁面	ガラスの破壊される時に生じる特定周波数の衝撃音を検知するもの。
K	金庫破壊検知器	据付型金庫扉面	こじあけ、不正開放等の振動を検知するもの。
	磁気近接検知器	窓並びに扉	独立した2つの磁石部の接近又は離隔により窓及び扉の開閉を検知するもの。
G	ガラス破壊検知器	ガラス面	ガラス切断時又は破壊時に発生する特定周波数の振動を検知するもの。
S	シャッター検知器	シャッター面等及び壁面	シャッター等の開閉を検知するもの。
V	振動検知器	金庫室壁面等	破壊工作による振動・衝撃を検知するもの。
F	焼き切り検知器	金庫等の側面	破壊工作による焼き切りを検知するもの。
W	受動赤外線検知器(立体型)	天井及び壁面	人体より発する赤外線エネルギーの変化を捕らえ、人の侵入を検知するもの。
L	受動赤外線検知器(面型)		
S	受動赤外線検知器(直下型)		
⊖…◑	赤外線検知器	屋外並びに屋内の壁面等	発光器、受光器の2対の機器で構成され赤外線ビームの遮断により、人の侵入を検知するもの。
P	非常通報スイッチ	壁面・カウンター・机等	非常時にボタン部を手動で押すことにより異状を検知するもの。

3.火災主装置並びに感知器

記号	機器名称	主な設置箇所	機能・特徴
	自動火災報知設備	壁面	感知器の検知した情報を集積し表示、警報を発する装置。
	自動火災報知設備（お客様の設備）		
	差動式温度感知器	天井部	周辺の温度上昇率により火災を検知するもの。
	定温式温度感知器	天井部	周辺が一定の作動温度に達すると火災として検知するもの。
	光電式煙感知器	天井部	光源から照射された光が煙の粒子により散乱することにより火災を検知するもの。
	移報器	壁面	自動火災報知設備からの移報を行なうための中継装置。

4.出入管理装置

記号	機器名称	主な設置箇所	機能・特徴
	電気錠	扉及び自動扉	ソレノイド（電磁石）またはモーターの力で、電気的に解錠・施錠する錠の総称。
	電気錠制御盤	壁面	電気錠への施解錠動作信号の出力及び一時解錠、連続解錠の設定、表示並びに扉の開閉信号の入力、表示、その他電気錠動作の制御を行なう装置。
	入出操作器（電気錠用）（カードCE・テンキーTE）	屋内及び屋外の壁面	電気錠の解錠をあらかじめ定められたアクセス（暗証番号・カード・指紋・アイコンタクト等）により行なう装置。

5.その他

記号	機器名称	主な設置箇所	機能・特徴

<苦情の解決の申し出先>

個人情報保護苦情相談室

住　　所：〒106-0032　東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル12F

電　　話：03-5860-7565　/　:0120-700-779

6. 「開示等の求め」の申し込み先及び書面の様式

「開示等の求め」に対する請求は下記 Ⅲ<個人情報に関する問い合わせ窓口>にご連絡をお願い致します。

ご連絡いただいた請求内容に応じた弊社所定の請求様式の書面を、郵送にて請求者様に送付いたします。

7. 「開示等の求め」に際してのご本人または代理人の本人確認

請求にあたり本人確認のため以下の書類を、請求書とともに提出していただきます。

① 請求者がご本人の場合（ご本人が未成年者の場合も含みます）

A) 公的証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カード、外国人登録証）のいずれか1つの写し

② 請求者が法定代理人の場合

A) 公的証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カード、外国人登録証）のいずれか1つの写し

B) 法定代理人を証明する書類（住民票謄本、保険証等扶養家族が記載されたもの。成年後見登記事項証明書等）

③ 請求者が任意の代理人の場合

A) 公的証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カード、外国人登録証）のいずれか1つの写し

B) 本人からの委任状

上記の 6.にて送付しました書類に必要事項をご記入いただき、7.の本人確認書類のうち請求者様が「ご本人の場合」①を、「法定代理人の場合」①及び②を、「任意の代理人の場合」は①及び③を同封のうえ簡易書留郵便にて送付ください。封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」と書き添えて頂ければ幸いです。

送料は請求者様のご負担にてお願い致します。

※確認書類送付時の注意事項

本人確認書類のうち、本籍地が記載された書類につきましては、本籍地の部分を塗りつぶしたうえで同封をお願い致します。塗りつぶされていない書類がある場合には、書類到着後に弊社にて塗りつぶします。

8. 「開示等の求め」に際しての請求手数料

「開示対象個人情報の利用目的の通知」及び「開示対象個人情報の開示」の請求に際しましては、６００円（税別）の手数料を徴収します。（６００円+税分の郵便切手を請求書に同封してください。）

9. 請求書類等の不備への対応

請求書類の不備、手数料が不足していた場合、及び手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡いたしますが、請求書到着後に対応がない場合は、請求がなかったものとし、送付いただいた書類は返却させていただきます。

10. 請求書の保管

送付いただいた請求書は弊社にて社内規程に基づき厳重に保管いたします。

11. 「開示等の求め」に対する回答

弊社では開示等請求書到着後、書類に不備が無い場合その結果を弊社所定の回答様式にて請求書記載住所宛に特定記録郵便にて送付いたします。その際に本請求に送付いただきましたご本人確認のための書類につきましては同封のうえ返却いたします。

12. 「開示等の求め」に際して取得する個人情報の取扱い

開示等の請求にともない提供いただく個人情報は、請求への対応に必要な範囲でのみ取り扱わせていただきます。

Ⅲ. 個人情報に関する問い合わせ窓口

弊社は、「開示等の請求」及び個人情報の取扱いに関する問い合わせ、苦情及び相談を受け付ける窓口を次のとおり設置し対応いたします。

<個人情報に関する問い合わせ窓口>

北陽警備保障株式会社

総務部　個人情報保護対策室

住　　所：〒690-0049　島根県松江市袖師町9-35

電　　話：0852-24-8111　FAX番号：0852-27-7774

U　R　L：http://www.hokuyo-keibi.co.jp

受　　付：電話の受付は、弊社の休業日を除く平日 09:00～18:00

1.主
証

2.防犯
証

《警報機器の機能説明》

1.主装置並びに周辺装置

記号	機器名称	主な設置箇所	機能・特徴
TAC	自動運行制御装置 (トータル・アクセス・コントロールターミナル)	壁面	あらかじめ設定されたスケジュールに基づき、諸設備の発停、制御、監視を行なう装置。
S	自動通報機(専用回線)	壁面	通信回線を利用して、検知器の感知した情報を電送する装置。
K	自動通報機(加入回線)	壁面	
	警報制御盤	壁面	検知器からの信号を受信し、制御する装置。
	回路表示器	壁面	検知器からの信号を区分し、表示する装置。
	電源装置	壁面	警報機器に使用する電力を供給する装置。
C	入出操作器 (カード'C・キーK・テンキーT)	屋外並びに屋内の壁面	出入時に警報機器の警戒の全部又は一部の動作及び停止を行なう装置。 (カード方式、キー方式、テンキー方式)
K			
T			
OC-	集積型入出操作器	屋内の壁面	最大32ブロックまでの集積能力
B	威嚇機 (ベルB・ブザーZ・サイレンS・照明L)	屋外の壁面等	異状が発生したことを「音」「光」などで知らせ、侵入者を威嚇するもの。 (ベル、ブザー、サイレン、照明など)
Z			
S			
L			

2.防犯検知器

記号	機器名称	主な設置箇所	機能・特徴
	振動検知用アダプター	壁面	振動検知器の誤作動防止のための制御を行なうもの。
G	ガラス破壊検知用アダプター	ガラス面の周辺の天井・壁面	ガラスの破壊される時に生じる特定周波数の衝撃音を検知するもの。
K	金庫破壊検知器	据付型金庫扉面	こじあけ、不正開放等の振動を検知するもの。
	磁気近接検知器	窓並びに扉	独立した2つの磁石部の接近又は離隔により窓及び扉の開閉を検知するもの。
G	ガラス破壊検知器	ガラス面	ガラス切断時又は破壊時に発生する特定周波数の振動を検知するもの。
S	シャッター検知器	シャッター面等及び壁面	シャッター等の開閉を検知するもの。
V	振動検知器	金庫室壁面等	破壊工作による振動・衝撃を検知するもの。
F	焼き切り検知器	金庫等の側面	破壊工作による焼き切りを検知するもの。
W	受動赤外線検知器(立体型)	天井及び壁面	人体より発する赤外線エネルギーの変化を捕らえ、人の侵入を検知するもの。
L	受動赤外線検知器(面型)		
S	受動赤外線検知器(直下型)		
	赤外線検知器	屋外並びに屋内の壁面等	発光器、受光器の2対の機器で構成され赤外線ビームの遮断により、人の侵入を検知するもの。
P	非常通報スイッチ	壁面・カウンター・机等	非常時にボタン部を手動で押すことにより異状を検知するもの。

3.火災主装置並びに感知器

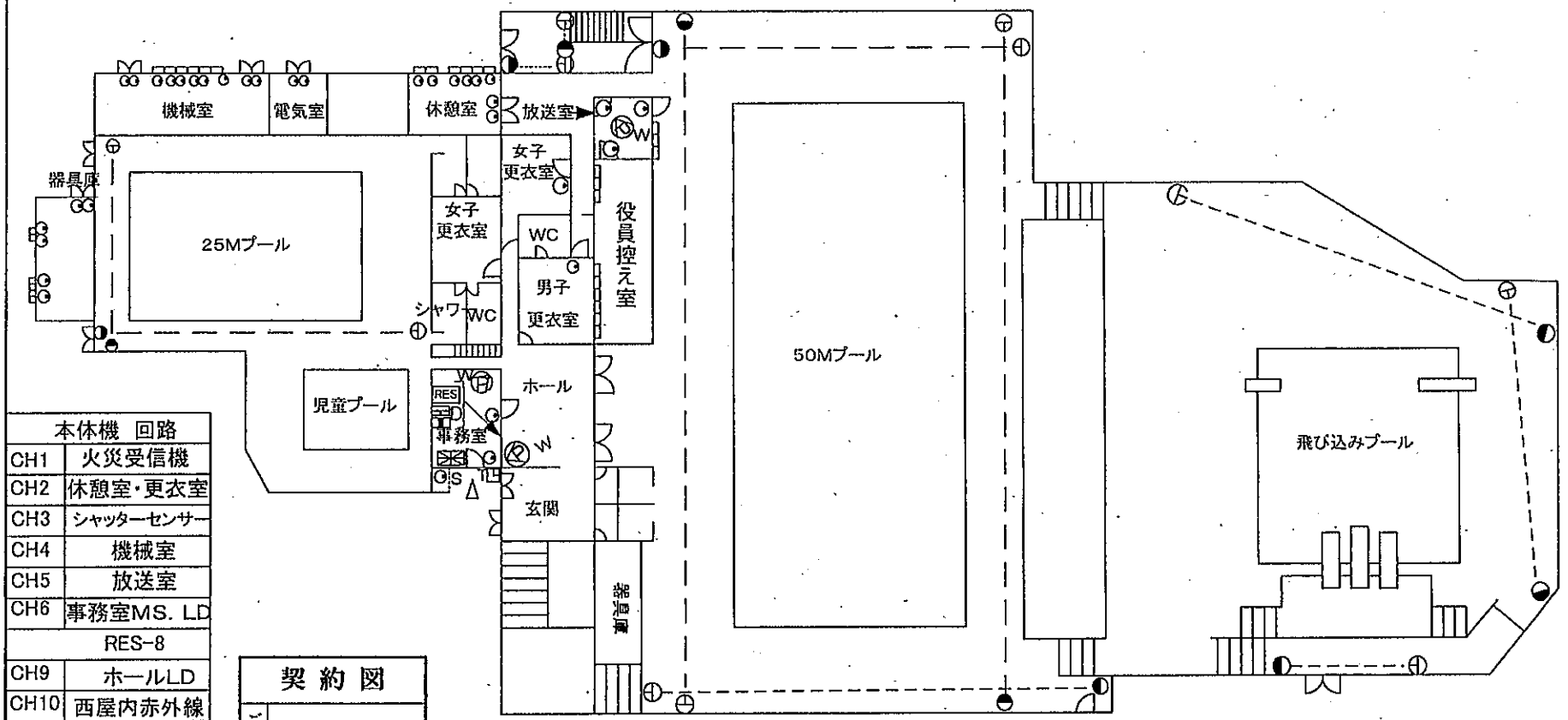
記号	機器名称	主な設置箇所	機能・特徴
⊠	自動火災報知設備	壁面	感知器の検知した情報を集積し表示、警報を発する装置。
⊠	自動火災報知設備（お客様の設備）		
⊖	差動式温度感知器	天井部	周辺の温度上昇率により火災を検知するもの。
⊖	定温式温度感知器	天井部	周辺が一定の作動温度に達すると火災として検知するもの。
S	光電式煙感知器	天井部	光源から照射された光が煙の粒子により散乱することにより火災を検知するもの。
R	移報器	壁面	自動火災報知設備からの移報を行なうための中継装置。

4.出入管理装置

記号	機器名称	主な設置箇所	機能・特徴
⊿	電気錠	扉及び自動扉	ソレノイド(電磁石)またはモーターの力で、電気的に解錠・施錠する錠の総称。
⊞	電気錠制御盤	壁面	電気錠への施解錠動作信号の出力及び一時解錠、連続解錠の設定、表示並びに扉の開閉信号の入力、表示、その他電気錠動作の制御を行なう装置。
C	入出操作器（電気錠用）（カード・CE・テンキーTE）	屋内及び屋外の壁面	電気錠の解錠をあらかじめ定められたアクセス(暗証番号・カード・指紋・アイコンタクト等)により行なう装置。
T			

5.その他

記号	機器名称	主な設置箇所	機能・特徴



本体機 回路	
CH1	火災受信機
CH2	休憩室・更衣室
CH3	シャッターセンサー
CH4	機械室
CH5	放送室
CH6	事務室MS. LD
	RES-8
CH9	ホールLD
CH10	西屋内赤外線
CH11	屋外赤外線
CH12	北屋外赤外線
CH13	リモコンタンパ

契約図

ご契約者承認欄

SECURITY by Hans

名称	作成日	地区	コードNo.	図番	作成者	検図者
鳥取県営　東山水泳場		米子	23-127	1	山根	藤江

SECURITY by Hans
Hokuyo Alarm Network Service

北陽警備保障株式会社

本　　社 〒690-0049 島根県松江市袖師町9-35 TEL(0852)24-8111
出雲営業所 〒693-0028 島根県出雲市塩冶善行町7-1 TEL(0853)22-5252
浜田営業所 〒697-0034 島根県浜田市相生町3894 TEL(0855)22-7088
米子営業所 〒683-0805 鳥取県米子市西福原11-2 TEL(0859)32-9782
倉吉営業所 〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町1-365 TEL(0858)26-4045
鳥取営業所 〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町58 TEL(0857)21-1811

https://www.hokuyo-keibi.co.jp

intertek ISO 27001:2013 認証取得　UKAS

北陽警備保障では、ISO/IEC 27001の認証を取得しており個人情報保護に関する法令等を遵守し、お客様からいただいたすべての情報は適切に管理しております。

認証範囲:本社のみ

利用契約書

鳥取県営東山水泳場（以下「甲」という。）と公益社団法人米子広域シルバー人材センター（以下「センター」と称し、「乙」という。）とは、甲がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に以下の業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、センター利用規約（以下「利用規約」という。）第2条第1項の規定によりセンター利用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

これによりセンター会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）第3条第2項の規定により、甲と次の本件会員業務を実施する会員（以下「会員業務実施会員」という。）との間で請負契約又は準委任契約が成立したものとする。

本件会員業務　館内清掃作業
本件会員業務履行場所　米子市東山町92（鳥取県営東山水泳場）

（会員への業務の委託）

第1条　甲は、本契約、別添1利用規約及び別添2就業規約に定めるところにより、乙が選定した会員業務実施会員に、センターを通じて本件会員業務を委託する。

2　乙は、別紙業務仕様書、利用規約及び就業規約に基づき本件会員業務を誠実に処理しなければならない。

（業務委託料）

第2条　本件会員業務に係る利用規約第6条第1項に規定する会員業務委託料の額及び同規約同条第2項に規定するセンター業務委託料（以下「業務委託料」という。）は、1回につき 7,290 円（消費税を含む）とする。

2　乙は前項の業務委託料を毎月末に締め切り甲に請求し、甲は当該金額を翌月末日までに支払うこととする。

（契約期間）

第3条　本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（紛争の解決）

第4条　この契約に関し、甲、乙当事者に紛争が生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（協議事項）

第5条　本契約、利用規約及び就業規約に定めがない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとし、本契約、利用規約及び就業規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲　米子市東山町92番地
鳥取県営東山水泳場
館長 牧野勝己

乙　米子市錦町一丁目110番地
公益社団法人米子広域シルバー人材センター
理事長　亀岡吉郎

別紙

業務仕様書

利用契約書第1条第2項に定める業務内容は、本仕様書に定めるところによる。

1 業務内容

① 棒タワシ、ブラシ等を使用して清掃し、水で洗い流す。
② 水洗いできない場合は、雑巾等で拭き清掃する。
③ ほうき等を使用し、ゴミを収集する。

（実施場所）
・更衣室
・ロッカー室
・トイレ
・通路

2 業務実施日

甲が指定する日の各競技大会終了後、2時間とする。
各競技大会終了時間は2～3日前に事前連絡する。

3 業務人数

1回3名

4 その他

① 乙の会員は、誠実に業務を行わなければならない。
② 業務を実施するために必要な器材、洗剤等は甲の準備した物を使用すること。

この仕様書に定めのない作業等については、甲、乙協議の上、処理するものとする。

別添1

公益社団法人米子広域シルバー人材センター利用規約

（目的）

第1条　この規約は、公益社団法人米子広域シルバー人材センター（以下「センター」という。）と発注者（センターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者をいう。以下同じ。）との間において、発注者がセンターを通じて会員に業務委託をするときのセンター及び発注者が行う役割について、定めるものとする。

（利用契約の締結）

第2条　センターは、発注者がセンターを通じて会員に業務委託をするときは、発注者とセンター利用契約（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

2　センターは、前項の規定に関わらず、利用契約の契約額が50万円以下の場合は、利用契約の契約書の作成を省略することができる。

3　センターは、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約に必要な事項を記載した受任書その他これに準ずる書類を発注者に提出するものとする。ただし、契約の内容により、発注者が必要ないと認めるときは、この限りでない。

（就業条件）

第3条　発注者がセンターを通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係る就業条件は、センターと発注者との間で別に定めるもののほか、センター会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。

（業務実施会員の選定等）

第4条　センターは、会員のうちから会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。

2　発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

（センター及び発注者の責務）

第5条　センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるように発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。

2　センターは、本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という。）の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。

3　発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

（会員業務及びセンター業務の対価）

第6条　発注者は、業務実施会員に会員業務の対価として、会員業務委託料を支払うものとする。

2　発注者は、センターにセンター業務の対価として、センター業務委託料を支払うものする。

（請求及び支払いの方法）

第7条　業務実施会員は、前条第1項に規定する会員業務委託料の発注者への請求及びその受領をセンターに委託するものとする。

2　発注者は、センターが発行する請求書に定める支払期日までに会員業務委託料及びセンター業務委託料（この条において「会員業務委託料等」という。）をセンターに支払うものとする。

3　発注者は、会員業務の実施に必要となる材料の購入に要する費用その他必要な費用に相当する額（以下「材料費等相当額」という。）があるときは、材料費等相当額を会員業務委託料等に加えてセンターに支払うものとする。

4　発注者は、前2項の会員業務委託料等及び前項の材料費等相当額の支払に係る金融機関等への支払手数料を負担するものとする。

（権利・義務の移転の禁止）

第8条　センター及び発注者は、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

2　センター及び発注者は、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

（守秘義務・個人情報管理）

第9条　センター及び発注者は、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

2　センター及び発注者は、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3　前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

（損害賠償）

第10条　センター及び発注者は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（その他）

第11条　センターは、本利用規約及びセンター就業規約をセンターのホームページに掲載するものとする。

附　則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別添2

（目
第1条
とい
て当
に定
（業
第2条
「会
発注
ター
（就
第3条
定め
条に
のと
2 前
員の
3 セ
た内
4 セ
同意
5 前
会員
契約
（会
第4条
2 業
する
3 発
払と
4 発
する
（セ
第5条
注ま
規定
払ま

ンター　別添2

相当す
に加え

機関等

こ、本規
い。

規約に

い。

は、その

るものと

公益社団法人米子広域シルバー人材センター会員業務就業規約

（目的）

第1条　公益社団法人米子広域シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、センターと発注者との間で別に定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

（業務の具体的内容及び会員業務委託料）

第2条　センター利用規約第3条に規定する発注者がセンターを通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及びセンター利用規約第6条に規定する会員業務の対価として発注者が会員に支払う会員業務委託料（第7条第1項に規定する費用を含む。以下同じ。）は、センターと発注者との間で別に定めるものとする。

（就業条件に係る会員の同意等）

第3条　センターは、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）の就業条件を本規約に定める内容並びに前条に規定するセンターと発注者が別に定めた内容及び会員業務委託料（この条において「業務実施会員の就業条件」という。）とすることについて、業務実施会員の同意を得るものとする。

2　前項の業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間において、業務実施会員の就業条件を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものとする。

3　センターと発注者は、第1項に規定する業務実施会員の同意があった後においても、当該同意した内容を変更することができるものとする。

4　センターは、前項の規定により当該同意した内容が変更された場合は、改めて業務実施会員の同意を得るものとする。

5　前項の業務実施会員の同意があったときは、第2項を準用する。この場合において、「業務実施会員の就業条件」を「業務実施会員の就業条件の変更」と、「請負契約又は準委任契約」を「請負契約又は準委任契約の変更」と読み替えるものとする。

（会員業務委託料の支払）

第4条　発注者は、第2条の規定に基づく会員業務委託料を業務実施会員に支払うものとする。

2　業務実施会員は、会員業務委託料の発注者への請求及びその受領をセンターに委託するものとする。

3　発注者は、センターが発行する請求書に定める支払期日までに会員業務委託料をセンターに支払うものとする。

4　発注者は、前項の会員業務委託料の支払に係る金融機関等への振込手数料等を負担するものとする。

（センターによる立替払）

第5条　センターは、業務実施会員に会員業務委託料を支払うために設定した入金基準日までに発注者から会員業務委託料を領収できなかった場合は、民法（明治29年法律第89号）第474条の規定による第三者の債務の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。

2　センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払いを行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

（会員業務の実施）

第6条　業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとし、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客から苦情を受けることがないように注意しなければならない。

2　センターは、業務実施会員に会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとする。

3　発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な措置を行うものとする。

4　発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に指揮命令を行うことはできない。

（費用の負担等）

第7条　業務実施会員が会員業務の実施のために必要な機械、設備若しくは機材（この条において「機械等」という。）又は材料若しくは資材（この条において「材料等」という。）を用意し使用した場合は、センターは、その費用を会員業務委託料として発注者に請求するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払い会員業務の実施のために発注者から機械等の貸与を受け、又は材料等の提供を受けることができるものとする。

3　業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械等の貸与を受けたときは、当該機械等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。

4　発注者は、第2項の規定により業務実施会員に機械等を貸与し、又は材料等を提供したときは、会員業務委託料から機械等の貸付料又は材料等の費用を相殺することができるものとする。

5　業務実施会員が第1項に規定する会員業務の実施のために必要な機械等をセンターから無償で貸与を受け、又はセンターが会員業務の実施のために必要な材料等を用意することを妨げない。この場合において、センターは、機械等の貸与料又は材料等の費用をセンター業務委託料として発注者に請求するものする。

6　第3項の規定は、前項の規定により業務実施会員がセンターから機械等の貸与を受けた場合について準用する。この場合において、第3項の規定中「発注者」とあるのは「センター」と読み替えるものとする。

（会員業務の不履行及び代替措置）

第8条　業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならない。

2　センターは、前項の申し出があったとき又は業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。

3　第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、センターが前項の通知を行ったときに終了する。

4　センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させたときは、発注者の同意を得て、当該業務実施会員以外の会員（以下「代替会員」という。）又は会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行わせる者（以下「代替業務実施者」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。

5　前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させるときは、発注者は、本規約に定めるところにより、当該代替会員に会員業務を委託するものとする。

6 発
出来
高に
7 前
の規
る額
第2
る額
8 第
は、
をセ
9 セ
支払
（
第9条
が別
通じ
員の
2 セ
認め
を遵
3 発
業務
て、
4 前
定を
5 第
9項
（和
第10
又に
務実
項に
2. 第
変更
とす
3 第
場合
する
（準
第11

6　発注者は、第2項の規定により会員業務が終了したときは、当該業務実施会員が行った業務の出来高に応じ、センターと発注者が別に定める額（第7条第1項に規定する経費を含む。以下「出来高による額」という。）を当該業務実施会員に支払うものとする。

7　前項の規定により発注者が業務実施会員に出来高による額を支払うときは、第4条及び第5条の規定を準用する。この場合において、第4条見出し中「会員業務委託料」とあるのは「出来高による額」と、同条第1項中「第2条に規定する会員業務委託料」とあるのは「出来高による額」と、同条第2項、第3項、第4項及び第5項並びに第5条第1項中「会員業務委託料」とあるのは「出来高による額」と読み替えるものとする。

8　第4項の規定によりセンターが代替業務実施者を選定して会員業務を完遂させたときは、発注者は、センターと発注者が協議して別に定める額（第7条第1項に規定する経費を含む。以下同じ。）をセンターに支払うものとする。

9　センターは、代替業務実施者が完遂した会員業務の対価として業務委託料を代替業務実施者に支払うものとする。

（契約不適合責任）

第9条　業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容がセンターと発注者が別に定めた内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2　センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、当該請求が相当と認めるときは、当該業務実施会員に、又は発注者の同意を得て、代替会員若しくは代替業務実施者を選定して、会員業務を完遂させるものとする。

3　発注者は、前項の規定により代替会員が会員業務を完遂する場合、センターの同意を得て当該業務実施会員に支払う会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、減額される額を当該業務実施会員に通知するものとする。

4　前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させるときは、前条第5項の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「前項」を「第2項」と、読み替えるものとする。

5　第2項の規定によりセンターが代替業務実施者を選定して会員業務を完遂させるときは、前条第9項の規定を準用する。

（利用契約の終了等による会員業務の終了）

第10条　センターと発注者が締結した利用契約がセンターと発注者との合意により解約されたとき、又はセンター若しくは発注者のいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の解約又は解除終了等の際、現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。

2　第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、業務実施会員が前項の通知を受けたときに終了するものとする。

3　第1項の規定により会員業務が終了したときは、第8条第6項及び第7項の規定を準用する。この場合において、第8条第6項中「第2項」とあるのは「第10条第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

（著作権の帰属等）

第11条　会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

2　前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて、発注者とセンターが合意し、かつ、会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

（再委託、権利・義務の移転の禁止）

第12条　業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならない。

2　前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

3　第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

（守秘義務・個人情報管理）

第13条　業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

2　業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3　発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

4　前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

（損害賠償）

第14条　発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2　発注者及び業務実施会員は、前項の規定により、相手方に損害賠償の請求を行うときは、センターを通じて行うものとする。

3　業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。

4　センターは、第2項の規定により発注者から業務実施会員に損害賠償の請求を受けた場合、又は前項の規定により通知を受けた場合において、当該請求が相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に損害賠償金の支払いを行うものとする。

5　前項の場合において、センターは、センターが加入する損害保険会社に前項の損害賠償金に係る損害保険により填補される額の支払いを求めるものとする。

6　第4項の場合において、センターは、業務実施会員に前項の損害保険の免責額の支払いを求めるものとする。

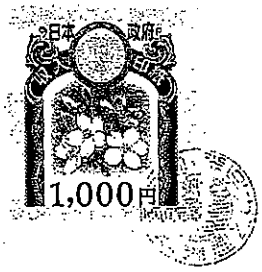
7　センターは、第4項の規定により発注者又は第三者に損害賠償金の支払いを行った場合において、第5項の填補される額に前項の免責額を加えて得た額が第4項の損害賠償金の額に達しないときは、加入する損害保険において、填補されなかった損害賠償金の額及び業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に求償することができるものとする。

（その他）

第15条　本規約に定めのない事項については、センター及び発注者が協議し、業務実施会員の同意を得て、決定するものとし、本規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

附　則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。



請負契約書

1　業務名　　令和４・５・６・７・８年度東山水泳場空調機器他保守点検業務

2　業務場所　　鳥取県米子市東山 92

3　納　　期　　令和４年４月１日

令和９年３月 31 日

4　契約代金額　　金　2,744,500　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 249,500 円 ）

内訳　令和４年度　金 548,900 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 49,900 円 ）

令和５年度　金 548,900 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 49,900 円 ）

令和６年度　金 548,900 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 49,900 円 ）

令和７年度　金 548,900 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 49,900 円 ）

令和８年度　金 548,900 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 49,900 円 ）

各年度毎に上記内訳により支払うものとする。

ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、施工日以降における上記消費税相当額は、変動後の税率により計算する。

上記の業務について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住所　〒683-0031 米子市東山町92番地
TEL (0859)34-0126
鳥取県営東山水泳場

氏名　館長　大東治巧

請負者　住所

商号又は名称　米子市旗ヶ崎2200番地
米子ガス産業株式会社

代表者氏名　代表取締役　宇田川俊宏

仕　様　書

空調機器他保守点検業務

1．エアハンドリングユニット(点検回数は年1回(暖房開始前))
①Vベルト張り調整確認
②エアフィルター清掃
③電気ボックス内点検(電圧、電流測定)
④運転状態確認

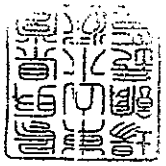
2．顕熱交換器(点検回数は年1回(暖房開始前))
①フィルター点検
②ギヤードモーター点検
③送風機点検(給気用・排気用共)
④制御盤点検(運転電流、電圧、絶縁)

3．バコディンヒーター(2台)(点検回数は年2回(夏季・冬季))
①各部点検
②バーナー清掃
③真空部確認及び真空作成
④燃焼調整

4.ラインポンプ類(点検回数は年1回(暖房開始前))
①ラインポンプ9台(1.5kw　0.75kw　0.25kw)
②給湯ポンプ(0.15kw)
③給水ポンプユニット

修理等が発生した場合別途協議を行う。





鳥取県営東山水泳場ﾌﾟｰﾙろ過機ﾒﾝﾃﾅﾝｽ請書

請　書

一般財団法人鳥取県水泳連盟
鳥取県営東山水泳場
館長　大東治巧　様

鳥取県営東山水泳場プールろ過機メンテナンスにおいて、下記業務内容等に定められた各条項を厳守し、信義誠実に履行します。

令和5年4月1日

受注者　住所　米子市米原八丁目1番32号
商号又は名称　株式会社石田コーポレーション 米子支店
代表者氏名　米子支店 支店長 田中雅巳

下記のとおりお請けします。

記

名　称	鳥取県営東山水泳場プールろ過機メンテナンス業務
業務内容	○開始点検（６月） ・機器動作チェック（５０ｍ１号機・２号機・３号機・飛込みa・飛込みb） ・各機器配管内清掃　・各機器ろ材補充　・タイマー設定から運転開始まで ○終了点検（１０月） ・機器動作チェック（５０ｍ１号機・２号機・３号機・飛込みa・飛込みb） ・各機器エレメント内洗浄　・各機器内水抜き　・動作ブレーカーOFFまで ○中間点検（４月） ・機器動作チェック（２５ｍプール１号機） ・エレメント内洗浄　・ﾍｱｰｷｬｯﾁｬｰ清掃 ○中間点検（９月） ・機器動作チェック（２５ｍプール１号機） ・エレメント内洗浄　・ﾍｱｰｷｬｯﾁｬｰ清掃　・ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟｯｷﾝ交換
契約金額	金４７５，２００円 （うち消費税及び地方消費税の額４３，２００円）
約　金	遅延日数１日につき契約金額から既済部分に対する相当額を控除した額に対し、契約締結日現在において鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号）第１２０条第１項に規定する率で計算した金額
委託期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
支払方法	年２回精算払
その他	１　暴力団の排除に関しては、裏面記載の各条項に従います。 ２　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、発注者である一般財団法人鳥取県水泳連盟と協議して決定します。 ３　この契約に係る訴訟の合意による専属的管轄裁判所を鳥取県鳥取市の管轄する裁判所とすることに同意します。 ４　一般財団法人鳥取県水泳連盟の承認を受けないで再委託はしません。 ５　履行完了後、３０日以内に実績報告書を提出します。

1　一般財団法人鳥取県水泳連盟は、契約の相手方（以下「請負者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア　暴力団員を役員等（請負者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、請負者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ　暴力団員を雇用すること。

ウ　暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ　暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ　役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ　暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

2　前項の規定によりこの契約が解除された場合には、請負者は違約金として契約金額の10分の１に相当する金額を一般財団法人鳥取県水泳連盟に支払うものとする。

鳥取県営東山水泳場プールろ過機メンテナンス業務仕様書

業務名：鳥取県営東山水泳場プールろ過機メンテナンス業務
業務場所：鳥取県営東山水泳場

実施期間：令和５年４月１日～令和６年３月31日

業務内容

○開始点検（６月）
・機器動作チェック（５０ｍプール１号機・２号機・３号機・飛込みa・飛込みb）
・各機器配管内清掃　・各機器ろ材補充　・タイマー設定から運転開始まで

○終了点検（１０月）
・機器動作チェック（５０ｍプール１号機・２号機・３号機・飛込みa・飛込みb）
・各機器エレメント内洗浄　・各機器内水抜き　・動作ブレーカーOFFまで

○中間点検（４月）
・機器動作チェック（２５ｍプール１号機）
・エレメント内洗浄　・ヘヤーキャッチャー清掃

○中間点検（９月）
・機器動作チェック（２５ｍプール１号機）
・エレメント内洗浄　・ヘヤーキャッチャー清掃　・グランドパッキン交換





消防用設備点検契約書

契約者　　一般財団法人　鳥取県水泳連盟　　（以下「甲」という。）と株式会社吉備総合電設（以下「乙」という。）とは、下記に設置されている消防用設備等の定期点検に関し、次の条項により契約を締結する。

所在地　　米子市東山町９２番地

名　　称　　鳥取県営東山水泳場

第１条　この契約の対象となる消防用設備等の種類、内容、及び点検の月は下記による。

１．消防用設備の種類（○印）

①．消　火　器	７．粉末消火設備	13．避難器具
②．屋内･屋外消火栓設備	⑧．自動火災報知設備	⑭．誘　導　灯
３．スプリンクラー設備	９．ガス漏れ火災警報設備	⑮．自家発電設備
４．泡消火設備	⑩．非常警報・放送設備	16．ダクト消火設備
５．二酸化炭素消火設備	11．火災通報装置	17．連結送水管
６．ハロゲン化物消火設備	⑫．防火・防排煙設備	18．

２．点検の内容及び点検の月

機器点検　　６月

総合点検（機器点検を含む）　　１２月

第２条　乙は定期的に、消防設備士又は消防設備点検資格者を派遣し、昭和 50 年消防庁告示第 14 号の基準に則り点検業務を行う。

２．乙は点検の結果及び処置の内容について、前項の消防庁告示に定める点検票に記入して甲に報告するものとし、甲は当該定見表をもって、乙の点検業務を確認するものとする。

第３条　この契約の対象となる消防用設備等の点検料金は下記の通りとする。

点検料金　　年額　金　　６７５，０００円（１年額　１３５,０００円）（税別）

内訳　　機器点検　金　　３００，０００円（１年額　６０,０００円）（税別）

総合点検　金　　３７５，０００円（１年額　７５,０００円）（税別）

消費税及び地方消費税は別途申し受けます。（消費税法に基づいた消費税率を算出する。）

２．甲乙協議の上で定めた支払期限までに支払うこととする、ただし、当該期限は乙による請求から２カ月以内に定めることとする。

３．契約保証金は、これを免除する。

第４条　この契約の期間は令和　４年　４月　１日から令和　９年　３月３１日までとする。

第５条　甲は常に、この消防用設備等が正規の状態にあることに留意し、万一、火災その他の事故によって作動したとき、又は使用したとき、若しくは故障を発見したときは、速やかに乙に通知するものとする。

２．乙は前項の通知があった時は速やかに適切な措置を講ずるものとする。

３．前項の措置に要した費用の負担については、その都度、甲乙で協議して定める。

４．前項の措置に要した費用のうち、甲が負担する費用を乙が立替払いした場合、乙はその費用を速やかに甲に請求することとし、甲は、乙による請求がなされた日から２カ月以内に、乙に対し、これを支払うこととする。

第６条　本契約期間中に甲は、この消防用設備等に影響を及ぼすおそれのある模様替え、修繕、移設等の工事を行うときは、あらかじめ乙に通知しなければならない。

第７条　次に掲げる費用は甲の負担とし、乙の請求により契約点検料のほか別に乙に支払うものとする。

１．甲の都合による設備機器の移設又は改修に要した費用。

２．乙の責に帰しない設備機器の破損，若しくは老朽化等による補修、整備、機器部品の更新に要した費用。

３．定期点検の結果、故障などについて特別な機械工具を使用又は特別調査を必要とし、甲が承認した費用。

第８条　６条の事由により点検に支障を生じた場合、又は機器の数量等に変更を生じた場合、若しくは本契約期間内に経済情勢の変化等により労務費・資材費等に変動を生じた場合は、甲、乙協議して点検料金を変更することができる。

第９条　乙は、本契約に基づく点検業務を行うにつき、乙の責に帰すべき事由によって、甲又は第三者に身体上又は財産上の損害を与えたときは、賠償の責に任ずる。

２．前項の賠償の限度額は、１事故につき１億円とする。（保険加入済）。

第10条　甲及び乙は、①この契約の期間中に甲、乙のいずれか一方がこの契約を履行しないとき、②この契約の期間満了前に甲、乙のいずれか一方が解約の意志を表示したとき、又は③甲、乙双方の合意があるときは、この契約を解除することができる。この場合、解除により相手方に与えた損害がある場合は、その損害を賠償しなければならない。

２．前項②の解約の意志の表示は、書面により１ヶ月前までに相手方に通知しなければならない。

３．甲による解約の意思表示（②）ないし、甲乙による合意（③）によってこの契約を解除した場合において、乙が業務の一部を履行しているときは、甲は、その対価として、前第３条に定める金額を履行した割合に応じて支払うこととする。

第11条　この契約に定めのない事項については、必要に応じてその都度甲、乙協議して定める。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

〒683-0031 米子市東山町92番地
TEL (0859)34-0126
鳥取県営東山水泳場

甲　館長　大東治巧

乙　米子市両三柳8385番地１
株式会社吉備総合電設米子営業所
所　長





浄化槽維持管理契約書



契　約　書

浄化槽設置者 一般財団法人　鳥取県水泳連盟 （以下「甲」という。）と浄化槽維持管理業者 有限会社 米子清掃 （以下乙という。）とは、浄化槽法（昭和５８年法律第四十三号）にいう、浄化槽の保守点検について、下記条項により契約を締結する。

第１条　乙し甲の所有する浄化槽について次の維持管理業務を行うものとする。

１．設置場所　米子市東山町９２　鳥取県営東山水泳場飛込みプール

２．種　　類　単独　分離接触ばっ気方式　　６０人槽

３．実施回数　保守点検　２か月に１回／５年間

第２条　甲は乙に前条の業務に対する手数料として、次の通り支払うものとする。

１．保守点検費　９７，９００円（うち消費税及び地方消費税額８，９００円）

２．消耗品及び部品交換等による経費については、別途料金とする。

３．天災および乙の責に返さない事由により生じた作業経費については、別途料金とする。

第３条　本契約の有効期間は令和４年４月１日から令和９年３月31日までとする。

第４条　乙は作業を行うにあたり、浄化槽法に基づいて、その他関係法令並びに環境省関係浄化槽法規則（昭和５９年環境省令第１７号）等の定める注意事項を遵守しなければならない。

第５条　乙が作業実施にあたり、甲の施設または第３者に損害を与えた場合、乙はこれを負担するものとする。

第６条　甲と乙の間において、いずれかが次の各号に該当する時は、この契約を解除することができる。

１．この契約に違反したとき。２．関係法令に違反したとき。

第７条　本契約に定めがない事項はその都度、甲・乙協議の上これを定めるものとする。

※甲は、乙に浄化槽保守点検料を１年ごとに支払う。（１年分１９，５８０円）

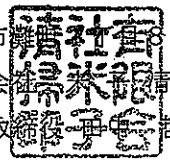
※本契約の成立を証するため、本書２通作成し当事者記名捺印して各自１通保有する。

令和４年４月１日

（甲）　米子市東山町９２番地
鳥取県営東山水泳場
館長　大東　治巧



（乙）　米子市[illegible]５番地
有限会社 米子清掃　㊞
代表取締役　[illegible]哲哉





鳥取県営東山水泳場飛込みプール浄化槽維持管理業務仕様書

業 務 名：鳥取県営東山水泳場飛込みプール浄化槽維持管理業務

業務場所：鳥取県営東山水泳場飛込みプール

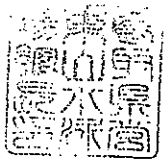
実施期間：令和４年４月１日～令和９年３月31日

業務内容

○飛込みプール分離ばっ気６０人槽の維持管理業務

○２カ月に１回の保守点検業務





委任契約につき不課税

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書

設置者　一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体（以下「甲」という。）と、一般社団法人　中国電気管理技術者協会に所属する電気管理技術者 横田 憲樹（以下「乙」という。）とは、甲の定める保安規程に基づき、甲の設置する自家用電気工作物の保安管理業務に関し、双方が合意し、次のとおり契約する。

（目　的）

第１条　甲は乙に対して、電気事業法施行規則第５２条第２項の規定による電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託し、乙はこれを受託した。

（細部の取り決め）

第２条　甲が乙に委託する保安管理業務の範囲，相互の義務など細目については、「自家用電気工作物の保安管理業務委託契約細目書」により定める。

（契約の対象事業場及び設備）

第３条　契約の対象となる事業場及び自家用電気工作物
別表１－１に定める

（通常点検の頻度）

第４条　乙は、保安管理業務のうちの月次点検については、次の頻度で実施するものとする。
別表１－２に定める

（委託契約報酬）

第５条　委託契約料金及び支払いは次による。

(1) 本契約に基づく自家用電気工作物の保安業務委託契約料金は月額１６，０００円とする。

(2) 上記委託契約料金に別途、消費税及び地方消費税を加算する。

(3) 甲は乙に対し、請求のあった翌月末までに乙に一括にて支払う。

(4) 上記手数料に年次点検手数料は含む。

（契約期間）

第６条　この契約の有効期間は、令和　８年　４月　１日から令和　９年　３月３１日までとする。

以上この契約の証として、この契約書を２通作成し、甲，乙が記名捺印の上、各１通を保有する。

令和　８年　３月３１日

甲（委託者）　住　所　〒６８０－０８４７
鳥取県鳥取市天神町５０番地３番
氏　名　一般財団法人鳥取県水泳連盟
代表者　会長　宍戸　靖雄　㊞

乙（受託者）　住　所　〒６８３－００１４
鳥取県米子市永江７３４番地
氏　名　横田電気管理事務所
代表者　横田　憲樹　㊞

別表１－１（第３条）

1	(1) 事業場の名称	鳥取県営東山水泳場				
	(2) 事業場の所在地	〒６８３－００３１ 鳥取県米子市東山町９２				
	(3) 受電設備の容量	250	ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ			
	(4) 最大電力	165	ｷﾛﾜｯﾄ			
	(5) 受電電圧	6,600	ﾎﾞﾙﾄ			
	(6) 非常用予備発電設備	発電機定格出力	16	ｷﾛﾜｯﾄ	1	台
		発電機定格電圧	220	ﾎﾞﾙﾄ	原動力	ディーゼル
	(7) 発電設備［常　用］	発電機定格出力	—	ｷﾛﾜｯﾄ	—	台
		発電機定格電圧	—	ﾎﾞﾙﾄ	原動力	
	(8) 配電線路		—	ﾎﾞﾙﾄ		

別表１－２（第４条）

1	(1) 需要設備については、	隔月	1	回
	(2) 発電設備については、	—	—	回
	(3) 配電線路については、	—	—	回

以下余白

自家用電気工作物の保安管理業務委託契約細目書

（保安管理業務の範囲）

第１条　自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（以下「契約書」という。）に基づく乙自らが行う保安管理業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 電気工作物の設置又は変更（改造，修理，取り替え及び廃止等をいう。以下同じ。）の工事を行う場合における工事計画に対する保安上の審査，工事期間中の点検及びこれらに伴う保安上必要な指示及び助言並びに点検の結果から技術基準への不適合及び不適合のおそれがあると判断した場合における修理、改造等の指示又は助言

(2) 電気工作物の設置又は変更の工事が完了した場合における竣工検査の実施並びに必要な指示又は助言

(3) 設備が運転中に行う電気工作物の点検、測定の定期的実施（以下「月次点検」という。）並びにその結果に対する必要な指導及び助言並びに点検の結果から技術基準への不適合及び不適合のおそれがあると判断した場合における修理、改造等の指示又は助言

(4) 月次点検を行う前に甲及びその従業者が行った日常巡視等で電気工作物に異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった電気工作物の点検の実施並びにその結果に対する指示又は助言

(5) 主として停電により設備を停止状態にして行う電気工作物の点検、測定・試験の定期的実施（以下「年次点検」という。）並びにその結果に対する指示及び助言並びに点検の結果から技術基準への不適合及び不適合のおそれがあると判断した場合における修理、改造等の指示又は助言

(6) 電気事故・故障の発生や発生のおそれがあるとの連絡を受けた場合における現状の確認、応急措置の指導、指示及び必要に応じて臨時点検の実施並びに事故原因の調査及び再発防止のための措置についての指示又は助言

(7) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びＯＦケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること

(8) 電気工作物の工事，維持及び運用に関する中国四国産業保安監督部長への届出又は電気関係報告規則に基づく事故報告等を行う場合における報告書類の作成及び手続きに対する指示又は助言

(9) 法令に基づいて官庁が実施する検査及び審査への立会

(10) その他保安規程に定められている事項

２　前項第４号の乙の行う問診は、甲及びその従業者が行った日常巡視等の状況を確認して行うものとする。

３　第１項の電気工作物の対象設備、点検，測定及び試験に関する細目及び具体的基準は、別表１によるものとする。

ただし、別表２に掲げる電気工作物については、乙の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が乙により確認されている場合にあっては、乙自らが行う点検業務から除外するものとし、甲は乙の意見を聞き、甲の負担において必要な点検又は試験を電気工事業者、電気機器製造事業者等に依頼して行うとともに、その結果を乙に通知するものとする。この通知に基づき、乙は甲に対して必要な指示又は助言を行うものとする。

また、前項第５号の年次点検については、乙の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が乙により確認されている場合にあっては、その業務を電気工事会社、メーカー及び保全業者等に実施させることができるものとする。

４　乙は、低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は５０ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して５分以上受信した場合、又は５分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）には、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。

(1) 乙は、警報発生時の受信の記録を１０年間保存するものとする。

（保安管理業務を実施する者の確認等）

第２条　甲は、本委託契約に際しては、委託契約する乙と面接を行い、本人であることを確認するものとする。

２　甲は、契約の対象事業場において点検等を行う者が、委託契約書に明記された乙であることを

確認するものとする。

3　乙は、事業場において点検等を行う際には、身分を示す証明書により本人であることを甲に対して明らかにするものとする。

4　乙は、事業場における点検等が終了したときには、その結果を甲に報告するものとし、甲は、その記録を確認し、保存するものとする。

（相互の義務）

第３条　甲は、乙が行う前条の保安管理業務の実施にあたり乙が指示した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置を甲の費用をもって行うものとし、また乙が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。

2　乙は、保安管理業務の実施にあたり甲と協議決定した事項については、誠実に履行するものとする。

（相互の協議）

第４条　甲は、次に掲げる場合、乙と協議するものとする。この場合、甲は乙の意見を尊重し、乙は甲に協力するものとする。

(1) 保安規程を変更しようとするとき
(2) 電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所管官庁に提出するとき
(3) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画するとき，工事を実施するとき並びに工事が完了し竣工検査を行うとき
(4) 電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定めるとき
(5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は演習訓練を行うとき
(6) その他保安上必要と認められるとき

（連絡責任者及び発電所担当者）

第５条　甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に係る保安管理業務に関して必要な事項を乙に連絡する者（以下「連絡責任者」、発電所を設置している場合には、「発電所担当者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2　乙は、連絡責任者及び発電所担当者との連絡が的確に行えるよう必要な措置を講じておくものとする。

（代行者）

第６条　乙は、病気その他やむを得ない事由により第１条の保安管理業務を行うことができないときは、一般社団法人中国電気管理技術者協会に所属する会員の中から代行する者（以下「代行者」という。）を選び、その業務を行わせるものとする。

（通知義務）

第７条　甲は、電気事故その他異常が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに乙に通報するものとする。

2　甲は、次に掲げる場合は、速やかにこれを乙に通知するものとする。

(1) 契約書第３条に掲げる事項を変更するとき
(2) 相続等により契約に基づく権利義務の承継が行われるとき
(3) 設置者の名称若しくは代表者に変更があったとき
(4) 電気の保安に関する組織を変更するとき
(5) 連絡責任者を指名し又は変更したとき
(6) 所管官庁が電気関係法令に基づいて検査又は審査を行うとき
(7) 電気工作物に関して所管官庁又は電力会社から通知があったとき

（事業場内の立入等）

第８条　乙は、保安管理業務を行うために甲の事業場内に立ち入ることができる。この場合、甲が従業員等に対して定める服務規律等を遵守するものとする。

（機密の保持）

第９条　乙は、業務上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。

（記録等の保存）

第10条　甲は、乙が実施した保安管理業務の結果及び竣工検査の記録については１０年、事業場に保存するものとする。

2　乙は、必要に応じ、電気工作物の工事，維持及び運用に関する甲の記録の状況並びに書類及び図面の保存について、甲に意見を述べることができる。

（備品等の整備）

第11条　甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安管理業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備，保管するものとする。

（委託料及び支払方法）

第12条　甲が乙に対して支払う保安管理業務の委託契約報酬及び手数料は次によるものとする。

(1) 保安管理業務の委託契約報酬の額及び支払方法については、契約書第５条のとおりとする。

(2) 前号以外の書類作成、官庁手続き、試験、検査、年次点検等の手数料の額及び支払方法は、甲と乙が協議して定める。

2　前項の報酬及び手数料には、消費税法及び地方税法を適用するものとする。

（賠償責任保険）

第13条　乙は、その業務上の過失に起因する事故に対してその賠償の責に任ずるため、賠償責任保険に加入する。

2　乙の甲に対する損害賠償額は、乙が加入している保険契約に基づき保険会社から給付される金額とする。

3　乙が甲に損害賠償金を支払ったときでも、事故等により破損した物の譲渡が法令等により禁止されているとき及び甲が当該物の破棄費用につき乙から損害賠償を受けるときは、当該物の所有権は乙に移転しないものとする。

（損害賠償の免責）

第14条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は損害賠償の責を負わないものとする。

(1) 本契約に基づき協議決定した事項又は乙が指示.助言若しくは指導した事項について甲がその実施を怠り、これによって損害を生じたとき

(2) 委託契約時、既に損害発生の原因となるべき瑕疵又は欠陥が存在し、かつ甲及びその従業者が、当該瑕疵又は欠陥を知り又は重大な過失によって知らなかった場合において、当該瑕疵又は欠陥を原因として損害を生じたとき

(3) 甲が、法令又は本契約に違反する行為を行い、これによって損害を生じたとき

(4) その他自然災害等乙の責めとならない事由により損害を生じたとき

（契約の更改）

第15条　次に掲げる場合は、本契約を更改するものとする。

(1) 契約書第３条に掲げる事項のうち、受電設備の容量，受電電圧又は発電設備を変更したとき

(2) 契約書第４条の月次点検の頻度を変更するとき

(3) その他施設の規模又はその使用状態が著しく変動したとき

(4) 低圧電路の絶縁状態を監視する装置を設置又は撤去したとき

(5) 経済情勢の変動により諸物価が著しく高騰したとき

（契約の解除）

第16条　次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は本契約を解除することができる。

(1) 甲又は乙のいずれか一方が、第３条及び第７条に定める義務の履行を怠ったとき

(2) 甲が乙に対する報酬及び手数料の支払いを遅滞したとき

2　甲又は乙は、前項の場合のほか、甲乙双方合意のうえ、この契約を解除することを妨げない。

（契約の失効）

第17条　契約書第３条の契約の対象となる電気工作物が、次の各号のいずれかに該当した場合、本契約はその効力を失うものとする。

(1) 廃止されたとき

(2) 一般用電気工作物となったとき

(3) 受電電圧が7,000ボルトを超えたとき

(4) 電気事業法施行規則第52条第2項の規定による中国四国産業保安監督部長の承認が受けられ

なかったとき，同規則第53条5項の規定により承認を取り消されたとき又は承認の効果が失われたとき

（反社会的勢力の排除）

第18条　甲及び乙は、相互に次の各号を確約するものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）の関係者でないこと

(2) 代表者、責任者又は実質的に経営権を有する者が暴力団等でないこと又は暴力団等への資金提供を行う等の交際関係にないこと

2　甲及び乙は、次の各号の行為を行わないことを確約するものとする。

(1) 自ら又は第三者を利用して相手方に対して自身が暴力団等である旨を伝え又は関係者が暴力団等である旨を伝える行為

(2) 自ら又は第三者を利用して相手方に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為

(3) 自ら又は第三者を利用して相手方の名誉や信用を毀損する又は毀損するおそれのある行為

(4) 自ら又は第三者を利用して相手方の業務を妨害する又は妨害するおそれのある行為

3　甲又は乙のいずれかが1項又は2項の規定に違反した場合、相手方は何ら催告を要しないで直ちに本契約を解約できるものとする。

なお、本契約の解約により甲又は乙に損害が生じても、相手方は損害賠償の責を一切負わないものとする。

（契約の期間）

第19条　本契約の有効期間は、契約書第6条に定めた期間とし、期間満了の3ヵ月前までに甲乙のいずれも異議を申し出ないときは、さらに1年間その効力を継続するものとし、以降も同様とする。

（契約事項の解釈等）

第20条　契約事項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意を持って協議するものとする。

別表１（第１条第３項関係）

点検，測定及び試験の基準

１．電気工作物の点検，測定及び試験の基準

電気工作物の維持及び運用のために行う点検，測定及び試験は、原則として保安規程に基づき実施するものとする。

２　点検の種類及び周期

点検の種類	点検の周期
月 次 点 検	契約書第４条による
年 次 点 検	１　　年
臨 時 点 検	必要の都度

（注）　年次点検には、月次点検を含む。

３－１　月次・年次点検

保安規程 別表２（点検業務実施要領）及び別表３（点検基準 １／２ ・ ２／２）によるものとする。

３－２　臨時点検

電気事故が発生した場合若しくは発生のおそれのある場合等に行う臨時点検は、次によるものとする。

（１）次に掲げる電気工作物については、その都度，異常状況の点検及び絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

１）高圧機材が損壊し、短絡電流などにより受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合においては、受電設備の全電気工作物

２）受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作をした場合においては、遮断動作の原因となった電気機材

３）その他の電気機材に異常が発生した場合においては、その電気機材

（２）高圧受電設備に事故発生のおそれがある場合には、その都度、点検，測定及び試験を行う。

４．工事期間中の点検

電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画，技術基準等に基づき適正に行われるよう工事の期間中は、３－１に掲げる月次点検と同等の外観点検を毎週１回行うものとする。

別表２（第１条第２項ただし書き関係）

点検又は試験の一部を除外する対象電気設備及び機器

対　象　電　気　設　備　及　び　機　器
１．建築基準法第12条第３項、消防法第17条の３の３、労働安全衛生法第45条第２項により、点検の実施に特定の資格を要するもの
２．機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を必要とする機器 （医療機器，オートメーション化された工作機械群等）
３．内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器 （密閉防爆機器等）
４．立入に危険を伴う場所 （酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所 放射線管理区域等）
５．情報管理のため立入が制限されている場所に設置される自家用電気工作物 （機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
６．衛生管理のための立入が制限されている場所に設置される自家用電気工作物 （手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
７．機密管理のための立入が制限されている場所に設置される自家用電気工作物 （独房室等）
８．立入に専門家による特殊な作業を要する場所に設置される自家用電気工作物
９．事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
１０．発電設備のうち、電気設備以外である自家用電気工作物

鳥取県営東山水泳場
プール水水質検査業務契約書

鳥取県営東山水泳場プール水質検査業務契約書

委託者　一般財団法人 鳥取県水泳連盟　（以下「甲」という。）と受託者　公益財団法人鳥取県保険事業団　（以下「乙」という。）とは、次の条件に基づき、鳥取県営東山水泳場プール水水質検査業務の契約を締結する。

第１条　対象施設　鳥取県営東山水泳場
　　所在地　米子市東山町９２
第２条　測定分析業務内容　別紙Ｉ「仕様書」のとおり
第３条　業務委託期間　令和５年４月１日から令和６年３月31日までとする。
第４条　委託金額　金４９７，６４０円也
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額４５，２４０円）
第５条　契約保証金　免除
第６条　乙は、月ごとの業務完了後、速やかに甲に濃度計量証明書及び試験検査報告書を提出しなければならない。
第７条　乙は、月ごとの検査が完了したときは、検査委託料を取りまとめて甲に請求するものとする。甲は、乙の支払い請求があった日から起算して１ヶ月以内に請求金額を委託料として乙の指定する金融機関口座に振り込むものとする。
第８条　業務完了後瑕疵が認められた場合、乙は、甲の請求により速やかに自己負担においてこれを補修するものとする。
第９条　業務遂行上必要な電気、及び水道は、甲の指示する受け口点において無償支給するが、その他の業務遂行上必要な用具等は乙の所掌とする。
第１０条　乙はこの契約によって生じる権利及び業務を第三者に譲渡し、もしくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
第１１条　乙は、乙の責に帰すべき事由によって、甲または第三者の身体上もしくは財産上の損害を与えた時は、賠償の責に任ずる。
第１２条　甲は、乙が次の各号のいずれか該当するときは、契約の解除をすることができる。
（１）乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
（２）乙がこの契約に違反したとき。
（３）乙が正当な理由によって契約解除を申し出たとき。
第１３条　乙は、成果品（契約の履行時において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、

または譲渡してはならない。

第１４条　委託業務の範囲において異常値等が発生し、再検査あるいはその原因解明に係る検査の必要性が生じた場合は、乙は甲の求めにより速やかに技術的事項の相談現地実態の把握、検査の実施等の業務に応じるものとする。

第１５条　本契約に定めなき事項、または疑義が生じた場合には甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため本契約書２通作成し、両者記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和５年４月１日

米子市東山町９２
甲　鳥取県営東山水泳場
館　長　大東治巧



鳥取市富安２丁目９４番４
乙　公益財団法人鳥取県保険事業団
理事長　平尾正人



別紙Ⅰ

仕　様　書

業 務 名：鳥取県営東山水泳場プール水水質検査業務

業務場所：鳥取県営東山水泳場

実施期間：令和５年４月１日～令和６年３月31日

実施計画：別紙Ⅱ「項目別水質検査実施計画」のとおり

水質検査項目及び検体数

	対象施設	検査項目（検体数）				備考
		プール水５項目	プール水６項目	濁度（循環ろ過装置）	二酸化炭素濃度	
屋内	２５ｍプール	２９	１	１０	２０	採水地点：３箇所
	幼児プール	９	１			採水地点：１箇所
屋外	５０ｍプール	１１	１	４		採水地点：３箇所
	飛込用プール	１１	１	４		採水地点：３箇所
	検体合計	６０	４	１８	２０	

＊プール水５項目：水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸消費量、大腸菌、一般細菌

＊プール水６項目：水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸消費量、大腸菌、一般細菌、総トリハロメタン

◎採水は委託者が行い、受託者は採水場所にて検体を受取る。

別紙Ⅱ

項目別水質検査実施計画

（検体数）

検査項目	５項目	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
対象施設	２５ｍプール	3	3	3	3		3	3	3	3	3	3	3	33
	幼児用プール	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	11
	５０ｍプール			3	3	3	3							12
	飛込用プール			3	3	3	3							12
	合計	4	4	10	10	6	10	4	4	4	4	4	4	68

検査項目	６項目	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
対象施設	２５ｍプール					1								1
	幼児用プール					1								1
	５０ｍプール					1								1
	飛込用プール					1								1
	合計	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4

検査項目	濁度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
対象施設	２５ｍプール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	幼児用プール													0
	５０ｍプール			1	1	1	1							4
	飛込用プール			1	1	1	1							4
	合計	1	1	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	20

検査項目	二酸化炭素	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
対象施設	２５ｍプール		4		4		4		4		4		4	24
	幼児用プール													0
	５０ｍプール													0
	飛込用プール													0
	合計	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	24

検査項目	現地測定	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
	東山水泳場		2		2		2		2		2		2	12
	合計	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	12

